

(第一類 第十一號)

衆第百九十九回國議院

環境委員會

議
錄
第
十
一
号

平成二十八年四月二十六日(火曜日)
午前八時五十二分開議

政府参考人（資源工ネルギー庁省エネ
ルギー・新工ネルギー部） 藤木俊光君
長

中区元城町一〇三の二 鈴木育男) (第一六二号)
は本委員会に参考送付された。

本日は、機会をいただきまして、本当にありがとうございます。
質問の冒頭ではござりますけれども、まず、こ

理事	伊藤信太郎君	理事	石川 昭政君
理事	北川 知克君	理事	助田 重義君
理事	藤原 崇君	理事	福田 昭夫君
理事	松田 直久君	理事	江田 康幸君

資源工 ノルギ	11 庁資源	藤井 敏彦君
燃料部 長		
政府参考人		
(資源工 ノルギ)	一 庁電力	
ガス事業部 長		
政府参考人		
	多田 明弘君	

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出第五一号)

田中	寺田	和德君	高橋ひなこ君	三好	信俊君
中島	古田	稔君	福山	守君	政府参考人 (環境省総合環境政策局長)
真山	前川	圭一君	堀井	学君	政府参考人 (環境省地球環境局長)
	吉野	恵君	牧原	秀樹君	政府参考人 (環境省自然環境局長)
	祐一君	正芳君	菅	直人君	樋原
	中島	一成君	高井	成元君	成元君
	田島	克仁君	馬淵	崇志君	政府参考人 (原子力規制庁原子力規制 部長)
	祐一君	鉄也君	塙川	澄夫君	奥主
					喜美君
					関
					武志君
					環境委員会専門員

○赤澤委員長 これより会議を開きます。
内閣提出 地球温暖化対策の推進に関する法律案の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として経済産業省大臣官房原子力事故災害対応審議官平井翁給、秀君、経済産業省大臣官房審議官黒澤利武君、経済産業省大臣官房審議官星野岳穂君、資源エネルギー局長藤木俊光君

委員の異動
四月二十六日
辞任
補欠選任

○赤澤委員長　これより会議を開きます。
内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律案の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

環境大臣	丸川珠代君
(原子力防災担当)	
環境副大臣	

白石 馬淵 徽君
佐々木 登夫君
佐々木 紀君
高井 崇志君

同日 辞任

○赤澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

官(經濟産業省大臣官房審議)黒澤利武君
官(政府参考人)星野岳穂君

月二十六日
一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)の解体に係る補助制度創設に関する陳情書(静岡県浜松市)

第一類第十一号 環境委員会議録第十一号 平成二十八年四月二十六日

おります。二度上がるに何をシミユレーションができる。先ほど申し上げましたように、産業革命周期以来たつた〇・八度で今のようなこの現状から考えますと、大変な状況になることが予想されております。

そこで、質問に入りたいと思いますけれども、このようない状況の中で、昨年末に気候変動枠組み条約締約国会議、いわゆるCOP.21においてパリ協定が採択され、去る本年四月二十二日にニューヨークの国連本部において百七十五の国と地域が署名をいたしました。パリ協定は歴史上初めて全ての国が参加する合意であり、世界共通の長期目標として二度目標を設定し、全ての国が削減目標を定期的に提出、更新することや適応行動を実施することなどが盛り込まれました。

今後、京都議定書のようないくつかの方針を
変えず、地球全体で温暖化対策に前向きに取り組んでいく機運を醸成し維持していくためにも、
我が国がリーダーシップを發揮していくべきだと思
考えますが、丸川大臣の御所見をお伺いいたしま
す。

○丸川国務大臣 福山委員におかれましては、環境
省大臣政務官というお立場で環境行政にもお取り
組みをいただき、さまざまな視点から先輩として
の御指摘をいただいているところでござります
が、事この地球温暖化対策については、昨年のパ
リ協定の合意、これは大歴史的な大きな意味が
あつたと私どもも認識をしております。

ずっと私ども、全ての国が参加する公平で実効
的な仕組みをということを申し上げ続けてきて、
そのことが取り入れられたわけですが、中でも、

この合意に向けた機運の醸成においては、世界の二大排出国でありますアメリカ及び中国が大変前向きに臨んできたこと、この姿勢が大きなよい影響を及ぼしたということを考えております。

四月二十二日にパリ協定の署名式がニューヨークで行われましたけれども、ここにも百七十五の国と地域が参加をして署名をし、パリ協定の意義とその早期発効に向けた意思を確認いたしました。

我が国としても、パリ協定の締結に向けて必要な準備を進めながら、本日から始まります日中韓三ヵ国環境大臣会合や五月のG7富山環境大臣会合等の機会を活用して、各国にパリ協定の早期締結を呼びかけてまいります。

また、パリ協定をより実効的なものとするために、透明性に関する手続など詳細ルールの検討を今後進めていく必要がございます。この詳細ルールの構築に我が国として積極的に貢献をしてまいります。

また、我が国のすぐれた低炭素技術や知見を活用して、都市間連携や人材の育成に関する協力を推進することで、世界全体の気候変動対策に貢献をしてまいります。

○福山委員 ありがとうございます。

大臣のそのやわらかいほほ笑みの中で温かく包み込むような形で、どうかりーダーシップをとつて、世界の中でこの温暖化対策をしっかりとつけてほししいと思います。

今御答弁の中にありましたけれども、日中韓の環境相会議、まさに韓国の日中韓というのがやはり一番大きな問題にならうかと思つております。特に、今現在言われている、我々が幼いころ、もう四十数年前ですけれども、光化学スモッグというのが日本は非常に大きく取り上げられました。そういう環境問題を取り上げられて、中国、まさにオリンピックのときもそうですけれども、今もそうですけれども、北京のスマogの中、あるいはPM二・五、いろいろな形で、偏西風に乗つて我が国に与える影響も非常に大きなものがござい

ます。

こういう形の中でいけば、やはり隣国との国際関係、これは非常に大きな問題となると思いますので、この日中韓、これについて、大臣の御所見、どう臨むのかもあわせて、お願いいいたします。

本日午後、日中韓三カ国環境大臣会合に出席するため、私は静岡へ向かいます。本日、中国及び韓國の大臣と、それぞれバイ会談を行う予定にしております。

昨年、この会合で共同行動計画を採択いたしました。この中では、気候変動対応や大気環境改善など九つの優先分野について具体的な活動を定めておりまして、今回は、その進捗状況について初めて確認をする機会を持たせていただきます。

特に中国とは、大気汚染等の環境対策と温暖化対策を同時に実現するコベネフィットアプローチの推進に取り組んでまいりました。

委員御指摘のとおり、我が国は経験と知見を持

ち合わせております。そして、すぐれた環境技術においても貢献できる部分がございますので、こうしたものを共有することを通じて、中韓両国温暖化対策を後押しするとともに、世界の排出削減にも貢献ができるよう、この三方国環境大臣会議

合の枠組みを軸とした連携協力の着実な推進を図るべく、議長としてしっかりと議論をリードしてまいりたいと考えております。

成長した段階の中のCO₂対策については、世界

に冠たるものを持つております。やはりこれから
の世界の中で、この日本の持つているノウハウ、
そして技術というものは世界ではトップだと私

身感じております。
そういう中で、これから世界が一つになつて地球温暖化に取り組もうという機運が醸成された中でござりますので、こういう中で、環境省がやはり中心になつて、そういう技術的な、機械類も含めたそういうものを、例えば経産省、あるいは外務省、あるいは国交省とか、そういうものを合わせた中で、やはり一つのリーダーとして環境省がこういう形で世界を引っ張つていくような、まさに環境ビジネス、こういう形で引っ張つていけないかということをちょっと伺いたいと思います。

○丸川国務大臣 私どもの技術は世界全体で見ても貢献できる力を持つものであるという認識を持つております。こうしたすぐれた低炭素技術の世界に展開することが、今委員が御指摘になつた環境ビジネスという形で発展をとということに当たるのではないかと思っております。

LED、また次世代自動車、燃料電池などの我

が国のすぐれた技術というのは、とりわけどこの、先進国だからこれが当てはまるとか途上国だからこれが当てはまるということではなくて、世界全体が今後パリ協定の合意に基づいて底上げされいく中で、あらゆるフェーズにある経済の発展段階で生かしていくだけの技術だと思っております。

なつて、我が国が世界に貢献できるものであると思ひます。

加えて、大気汚染などの環境対策と温室効果ガスの排出削減を実現するコベネフィットアプローチについては、私どもは、既に汎用化された技術を世界に展開することによって世界に貢献できるということでもあるうかと思ひます。

今後、国際機関とも協力しながら、こうした技術の普及を目的としたセミナー等を、アジアにかかわらず、東ヨーロッパ等でも開催してまいります。

環境省としては、今後とも、JCM等を始めとする二国間の具体的なプロジェクトの実施や、環境大臣会合及びハイレベルの環境政策対話等の機会を活用しまして、我が国の低炭素技術の開発や普及についての取り組みを世界に発信してまいりたいと存じます。

○福山委員　どうかよろしくお願ひいたします。

続きまして、個別な問題に入つてまいりたいと思います。

CO₂を一〇三〇年二六%削減や二〇五〇年八〇%削減を達成した社会は、我慢ばかりの貧しい社会ではないかというふうなことも言われます。しかし、また逆に考えれば、明るい未来、社会であるとも思ひます。

鬼木政務官としてはどのような社会像のイメージを持つているのか、お伺いをしたいと思います。

○鬼木大臣政務官　議員御指摘のとおり、二〇三〇年二六%削減や二〇五〇年八〇%削減を達成した社会は、自分たちの子供や孫たちの世代が健やかで豊かな社会生活を営むことができるような社会にしていかなければならぬと考えております。

今後必要となる大幅な排出削減に向けては、地域の資源、技術革新、創意工夫を生かし、経済の発展や質の高い国民生活の実現、地域の活性化にもつなげていくことが必要だと考えており、その旨を、現在策定中の地球温暖化対策計画案において

なつて、我が国が世界に貢献できるものであると思ひます。

でも、対策の基本的な考え方として位置づけてお

ります。

また、中長期的な骨太な戦略を議論するために、 CCS導入等により低炭素電源が九割以上となる姿、また、断熱性向上や省エネ機器の利用等と相まって家庭や業務部門ではゼロエミッション化がほぼ達成されるといった絵姿を示していただきました。

環境省としては、今後の長期大幅削減に向け、こうした目標すべき明るい未来、社会の絵姿を示すため、長期低炭素ビジョンの検討に着手していくと考えております。

以上です。

○福山委員　国民運動においては、まず、なぜこうした取り組みを行わなければいけないのか、国民に理解をいたくことが何よりも重要であります。そのためには、気候変動の影響がいかに深刻

なのか、また、CO₂削減に取り組むことが実は紹介していただければと思います。

○鬼木大臣政務官　国民にわかりやすく伝えると

いうことは、本当に大事なことだと思います。また、この場でその説明をさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

まずは、気候変動の影響についてお答えいたし

ます。

以上です。

以上です。

○福山委員　國民運動においては、まず、なぜこうした取り組みを行わなければいけないのか、国民に理解をいたくことが何よりも重要であります。そのためには、気候変動の影響がいかに深刻

なのか、また、CO₂削減に取り組むことが実は紹介していただければと思います。

○福山委員　ありがとうございます。國民にわ

かりやすく、広くこれを浸透していくことが非常

に大事だと思っております。

だから、こういう意味で、私は次に環境教育と

いう点を指摘したいと思うんです。

○福山委員　ありがとうございます。國民にわ

かりやすく、広くこれを浸透していくことが非常

に大事だと思っております。

以上です。

以上です。

○福山委員　ありがとうございます。國民にわ

かりやすく、広くこれを浸透していくことが非常

に大事だと思っております。

以上です。

今は都会の方では公共下水道、ガス、非常に盛んですけれども、我々、私のふるさと徳島は特に日本一公共下水道の普及率が悪いところなんですね。だから、そういう意味で、非常にやはり河川が汚れる。そういうことも教えていく、全て教えていくことが必要だと思うんです。

先ほど言いましたように、子供たちにそれを教えることによって国民運動につながる。それがひとつは、ずっと代々つながつていって、地球温暖化教育ができるということと思つております。

そういう意味で、今後の競争教育につれて、平

時のエネルギーの確保という問題は人命を救うために大変重要であるということが改めてわかつたと思います。

そのような意味でも、地域の分散型の再生可能エネルギーによるエネルギー供給体制を確保することは、温暖化対策と災害に強い地域づくりを両方実現する取り組みだと思いますが、こうした取り組みを今後どのように進めていくのか、お伺いいたします。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のように、再生可能エネルギーを

そういう意味で、例えば中越沖地震のときには必ずけれども、例えば新潟なんかは天然ガスが非常に多いところなんですけれども、あそこはLPガスを県条例で、県議会で定めておるんですね。それは何かというと、それぞれ、都市ガストかあいう形だと、低圧ガスの場合は、途中で折れたり切れたりして、みんな大もとでとまってしまって、それでエネルギーとして利用できない。それで、LPガスみたいなタンクであれば、その場所にそのまま置いておけば使える。

最近、ノットボンバーの方で、中止ガスで止める、

策を進める上で極めて重要な対策の一つだと考えています。

そのためには、環境省におきましては、地球温暖化対策税の税収をも活用いたしまして、LEDに関するCO₂削減効果の高い技術の開発、実証を支援するとともに、民生部門を中心といたしましてLED照明の導入支援を図っているところでございます。

具体的には、技術開発、実証という点につきましては、ノーベル賞を受賞いたしました青色LEDの開発扶持を活用して、照明というところからおこな

○平 口副大臣 お答えいたします。

活用したエネルギーの地産地消といつたようなことを推進することは、もちろん地球温暖化対策として極めて重要であると同時に、例えば、地域開発におけるエネルギーの供給と需要のバランスを考慮するうえで、地域資源の有効活用が求められる。また、地域資源の有効活用によって、地域社会の持続可能な発展が実現される。

最近、ソーランジャーの方で、中圧ガスで瓦を
中圧ガスという非常に強い配管らしいんです、そ
れで視察にも行きました。部会の方で行かせて
ただいたことがあるんですけれども。そういうの

I 陽極技術を活用して、照明ということがなじむ
にパワー・デバイス、半導体の効率を大きく向上させます
セラミックガリウム半導体の開発、実証を進める
といったようなこと、さらには、既存の低炭素技術

委員が御指摘のとおり、温室効果ガス排出削減のためには、国民一人一人の行動を喚起することが必要であり、あらゆる場で環境教育を実践していくことが重要であると考えております。

環境教育につきましては、環境教育等促進法に基づき省庁横断的に推進しております。環境省においては、地方環境パートナーシップオフィイスを活用して、地域の連携体制づくりや地域環境教育プログラムの作成等に取り組んでいるところでございます。

今後は、こうしたこれまでの環境教育の成果も生かしながら、現在策定中の地球温暖化対策計画において、気候変動による影響等の正確な情報報を国民にわかりやすく伝える者を養成し、教育現場で御活躍いただく取り組みを盛り込むなど、関係省庁とも連携して、地球温暖化対策に係る環境教育の一層の充実に努めてまいりたいと思っております。

へのエネルギー代金の支払いを抑えて、地域での経済の好循環につながるといったようなことに加え、さらには、電源の分散化によりまして、災害時の強靭性、いわゆるレジリエンスの強化につながるものと考えております。

こうした考え方のもと、私ども環境省といたしましては、再生可能エネルギー等の地域でつくったエネルギーを地域で消費するエネルギーシステムの技術実証等に取り組んでいるところでござります。

例えば、東日本大震災で被災いたしました宮城県の東松島市におきまして、災害公営住宅とその周辺の病院、公共施設を自営線で結びまして、太陽光発電と蓄電池の組み合わせによりまして地区内でのエネルギーの地産地消を実現するという実証も行つてあるところでございます。

このような取り組みを通じまして、災害にも強い自立分散型の低炭素社会を実現してまいる、こ

見ても、私は強いことは強いなと思いますけれども、しかし、それが流れていない地域、あるいはそういう田舎の方の地域に行くと中圧ガスなんかないわけですね。だから、LPGで発電できるような機械はないのか。そういうものを今開発されているそうです。

そういうことも考えれば、発電も可能そしてまた燃料としても使えるという意味で、私はそういうことも、これから震災のこととは考えていくべきかな、かのように思っております。

最後に、私どもの地元でもありますけれども、現在公表されている地球温暖化対策計画案において、LEDなどの高効率照明を二〇三〇年までにストックで一〇〇%普及することを目指していますが、LEDの生産について、我が地元の徳島県は世界的なシェアを有し、関連企業が集積しております。

このように、地方にある技術が地球温暖化対策

術の普及ということで、業務用ビルとか賃貸住宅へのLED照明等の導入による省エネ化の支援、そして、政府実行計画に基づく公共施設でのLED照明の率先導入等といったようなことを実施していくべきだいと考えております。

このさまざまな技術、その施行も含めて、中小企業の方々も含めていろいろな方々が関与していただいているところでございます。私どももいたしましては、こういったような新しい技術が普及することで、いろいろな方々の雇用の拡大でありますとか経済の循環といったようなことも含めまして、地球温暖化対策を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○福山委員　まさに地球の未来はこの地球温暖化法にかかっているということで、丸川大臣初め環境省の皆様のこれからますますの御尽力を心より御期待申し上げます。

そしてまた、大臣はきょうお昼から日中韓三カ

○福山委員 どうか、そういう環境教育、これは子供たちだけでなしに国民運動として地域コミュニティの中にもしっかりと取り入れて、この地球温暖化を国民一丸となつた運動として取り組めるようにお願いを申し上げたいと思います。続きまして、今回の熊本の地震を見ても、災害

ういうことで進めてまいりたいと思つておるところでござります。

○福山委員 このたび、被災地の皆さんもそれぞれ避難場所に行きました。それで、これはもつと小さい話になつてしまふんすけれども、そういうときに一番大事なのはやはり燃料、エネルギーだと私は思つております。

に資することも考えられます、環境省として、地球温暖化対策技術の開発や普及促進にどのように取り組むのか、お伺いをいたします。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘の例示として挙げていただきましたLED等の高効率照明、これにつきましては、二〇三〇年二六%減、そして二〇三〇年以降の対

国の大事な会議でござります。議長国としてしつかりました頑張つていただきことを心からお願ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきま
す。

○赤澤委員長 御清聴ありがとうございました。

○赤澤委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 おはようございます。日本共産党の

塩川鉄也です。

地球温暖化対策推進法について質問をいたしま

す。

二〇三〇年度における温暖化ガス排出量二六%削減は、家庭部門においては四割の削減とされています。政府は、国民運動の強化といって、低炭素製品への買いかえや低炭素サービスの選択、

低炭素なライフスタイル転換といったクールチョイスを推進するとしております。

そこで、環境省にお尋ねしますが、低炭素マーケットの拡大、創出ともいうわけですねけれども、ということは国民の経済負担を伴うわけですねけれども、こういった政府の家庭部門の四割削減、国民運動の強化、この点で国民の負担額といふのはどのくらいかかるのか、どのように見積もつていいのか、このことについて説明をお願いします。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

低炭素なライフスタイル転換といったクールチョイスを推進するとしております。

そこで、環境省にお尋ねしますが、低炭素マーケットの拡大、創出ともいうわけですねけれども、

ということは国民の経済負担を伴うわけですねけれども、こういった政府の家庭部門の四割削減、国民運動の強化、この点で国民の負担額といふのはどのくらいかかるのか、どのように見積もつていいのか、このことについて説明をお願いします。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

低炭素なライフスタイル転換といったクールチョ

イスを推進するとしております。

○塩川委員 もちろん将来的にはペイをする、そ

ういう話もあるわけですが、初期経費としてはどれだけかかるかというのは、それはそれとし

て大きなものがあるわけでありまして、そういうことについてきちんととした数字も持ち合わせてい

ないということは、この点をとっても問題だと言

わざるを得ません。

普及啓発というお話をしたけれども、家庭部門

四割削減のために行うといつても、全体に占める

家庭の割合というのが一五%のうち、一%とい

うのは電力由来の排出量が寄与しているわけであ

ります。ですから、よく家庭、民生四割削減とか

と言われますけれども、この点について言えば、

電力業界の取り組みこそ間わっているんじゃない

ですか。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

我が国におきますエネルギー起源の二酸化炭素

排出量のうち、電力由来の排出量が約四割を占め

ております。そういう観点で考えますと、電力部

門の対策は極めて重要でございます。

そして、今、家庭部門の御指摘でござりますけ

れども、家庭部門において約四割の削減が必要で

あります。そういうふうに考えておりますけれども、その

うち、二六%につきましては、電力部門での排

出係数の改善努力によってこれを補うというこ

とでございます。

したがいまして、繰り返しますが、四割とい

ういうふうに考えておりますけれども、その

うち、二六%につきましては、電力部門での排

出係数の改善努力によってこれを補うというこ

とでございます。

したがいまして、繰り返しますが、四割とい

ういうふうに考えておりますけれども、その

うち、二六%につきましては、電力部門での排

出係数の改善努力によってこれを補うというこ

とでございます。

したがいまして、繰り返しますが、四割とい

ういうふうに考えておりますけれども、その

うち、二六%につきましては、電力部門での排

出係数の改善努力によってこれを補うというこ

とでございます。

ものにならざるを得ないんじやないか。大臣の御見解を伺います。

○丸川国務大臣 電力部門がどのように二酸化炭

素排出、グリーンハウスガスの排出を減らしていくかというのは非常に重要な課題であることは、

私どもも深く認識をしているところでございま

す。

電気事業分野をどうしていくかということで、

私ども、従前より電力業界に対し、自主的な枠組みをきっちりつくって、そしてこれをどう回し

ていくのかお示しくださいというお願いをしてお

りました。

実効性ある地球温暖化対策について、電力分野

については、林経済産業大臣とも御相談をさせて

いただきまして、二月九日にその内容を公表させ

ていただきました。

その中には、自主的枠組みの実効性、透明性の

向上等を促すということとともに、省エネ法や工

エネルギー供給構造高度化法について、エネルギー

ミックスと整合する基準を新たに設定していただ

いて、経済産業省に責任を持つて運用していただ

くということによって、電力業界全体の取り組み

の実効性を確保することとしております。

こうした取り組みによって、老朽火力の休廃止

や稼働率の低減、火力発電の高効率化等を促進し

てまいります。また、取り組みが継続的に実効を

上げているか、毎年度、進捗状況をレビューいた

します。環境省としてもこれはレビューをさせて

いただきます。そして、目標の達成ができるないと

判断される場合には、施策の見直し等も予断を持

たずに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

エネルギーミックスと整合的という

ことになれば、原発の再稼働ということに当然な

わけですし、石炭火力も位置づけるということ

になるわけであります。何かあれば最後に施策の

見直しを求めると言いますが、この点について何

ぞ見直しを求めると言いますが、この点について何

ぞ見直しを求めると言いますが、この点について何

自由化の競争のもとでどのように達成するのか、

その具体策が見えてこない。もともと原単位目標

であり、CO₂排出量の抑制策もないということ

も指摘をしなければなりません。石炭火力の新增

設を推進する一方で国民にツケを回すようなやり

方は本末転倒だということを指摘しておくもので

あります。

そこで、地球温暖化対策計画案にあります「二国

間オフセッティング制度、JCMについてお

尋ねします。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

二国間クレジット制度、JCMにつきまして

は、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、シ

ステム、サービス、インフラ等の普及や対策実施

を通じまして実現する温室効果ガスの排出削減そ

して吸収への我が国の貢献を定量的に評価いたし

ますとともに、我が国の削減目標の達成に活用す

る、そういう制度でございます。

○塩川委員 日本からの排出削減への貢献を評価

し、我が国の削減目標の達成に活用するというこ

とであります。

この地球温暖化対策計画案に書かれております

けれども、政府の事業によるJCMの記載がある

わけですね。毎年度の予算の範囲内で行う政府の

事業により三〇年度までの累積で五千万から一億

トンの国際的な排出削減、吸収量が見込まれると

ありますけれども、これはどういうことなんで

しょうか。説明してもらえますか。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のように、地球温暖化対策計画案にお

きましては、JCMによりまして、毎年度の予算の範囲内で行う政府の事業によりまして、二〇

三〇年までの累積で五千万トンから一億トンの

CO₂の国際的な排出削減、吸収量を見込んでお

るところでございます。

この中身でございますけれども、例えば、民間

企業がJCMのパートナー国、現在十六カ国ござ

プロジェクトを行なう場合に、その初期投資の一部を助成いたしまして、そしてその排出削減、吸収量のうち二分の一以上をJCMクレジットとして獲得するというJCM設備補助事業や、アジア開発銀行と連携いたしまして、低炭素技術を導入するプロジェクトの追加コストをADB、アジア開発銀行の中に設置いたしました基金により支援いたしまして、その排出削減量の一部を獲得する事業、そして、低炭素技術の海外における有効性を実証するためのプロジェクトを支援し、排出削減効果等の当該技術の有効性を確認する実証事業等を行なっているということをございます。

こういったような政府の事業を通じまして、クレジットの獲得、そして我が国の技術を中心とした低炭素技術による海外への支援を進めていくというものでござります。

○塩川委員 政府の助成などによつてクレジットを獲得するということあります。

あわせて、民間ベースの事業と書いてあるんでもすけれども、これはどういうものでしようか。

○梶原政府参考人 地球温暖化対策計画案においては、JCMによりまして、毎年度の予算の範囲内で行なう日本政府の事業とは別に、民間ベースの事業にも言及ををしているところでございます。

○塩川委員 民間資金によるものということであります。

これは、民間資金によりましてJCMを実施するスキームを想定しております。そして、その内容につきましては、現在検討を行なっているところでございます。

先ほど、政府の資金を使って初期投資の一部の助成を行う、その助成に見合つて二分の一以上についてクレジットを獲得する、それがJCMのスキームとしてありましたから、これの民間バージョンということで、民間が資金を出します、例えば、メーカーが初期投資に係る経費について値下げをします、その値下げ分についてクレジット

として獲得をする、あるいは、商社が導入に当たって寄附をする、そういった寄附について一部の方々が行われるビジネスモデルがどういうものになるかというものを見ながら、実際のスキームを考えていく必要があるかと思います。

例えば、今御指摘のようなケースもあり得るかもしれませんし、さらには、REDDプラスと申しまして、途上国の森林が劣化をしたりあるいは森林減少が起こつたりすることを防ぐといったような事業もござります。そういうふうな事業を認証していくといったようなスキームも将来考えられるのかもしれません。

いずれにいたしましても、どのような形になるのか、さらに今後、実態を踏まえながら、民間の方々そしてパートナーとなる途上国の政府の方々とも相談しながら、具体的なスキームをつくつてまいりたいというふうに考えております。

○塩川委員　国内の削減努力ということではなくて、民間企業が海外での削減にかかる、そういう事業によってクレジットを獲得する。それがだんだんから民間企業にすればみずから削減目標にカウントをされるという仕組みになってくるわけあります。

地球温暖化対策計画案には、JCMについては、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減、吸収量を我が国の削減として適切にカウントをすると述べています。先ほどの説明でも我が国の削減目標の達成に活用とあつたわけですけれども、これは、つまり、二六%の積み上げには入れていらないけれども、もし二六%に届かないような場合があれば、その穴埋めをJCMですることも可能ということになりますかね。

○梶原政府参考人　地球温暖化対策計画案におましまして、二六%削減目標というものを出してございます。これは、二〇三〇年度におきます国内の

排出削減そして吸収量を積み上げたものでござります。したがいまして、この積み上げにはJCMによる削減というような分を含めておりません。ただ、JCMにつきましては、途上国で実現をした排出削減、吸収量への我が国の貢献を適切に評価していただき、そして我が国の削減目標の達成に活用できる制度でもございますので、獲得をしたJCMクレジットについては削減分として適切にカウントするということを予定しているところでございます。

いずれにいたしましても、二六%の削減につきましては、国内の対策、そして吸収量のもので積み上げたものでございますので、JCMについてはこの削減目標に含まれていらないということございます。

○塩川委員 二六%の積み上げには含まれていなさい、それはわかるんです。

約束草案で二六%、国際的な約束をしました。それ自身は重いものだと思います。国際的に見て極めて不十分だということもつけ加えるものでありますけれども。そういう際に、しかし、二六%に届かないような場合であっても、このJCMを使えば、それを当然同じようにカウントするわけですから、そういう意味では、このJCMについて、いわば二六%の積み上げの内数ではないけれども、二六%を達成する場合にはそれも当然カウントをし得る。

つまり、二六%に絶対このJCMは入らないということは言えるんですか。

○梶原政府参考人 削減の状況につきましては、どういう形で削減をしたかということについては国連等に報告することになります。その際に、例えば、吸収源でどの程度削減をしたか、あるいは、エネルギー起源の二酸化炭素でどういう形で削減をしたかといったような形と同時に、こういったJCMの対策でどれだけ削減をしたかといったようなことについてもあわせて報告をすることとしております。

○塩川委員 経産省にお尋ねします。
経産省のJCMについての説明ペーパーにおいても、このJCMの活用で、我が国の削減目標の達成に活用と書いてあるわけですね。それはそのとおりですね。
○星野政府参考人 そのとおりでございます。
○塩川委員 ですから、我が国の削減目標の達成に活用ということであれば、二六%の達成に活用するということも含んでいるということですね。
○星野政府参考人 お答えいたします。
我が国のCO₂削減をどのような手段で達成していくかというのは、先ほどの答弁にもございましたように、国連の方に報告をしまして、全体として評価されるものと理解しております。
○塩川委員 二六%の積み上げにJCMは入ってないけれども、でも、このJCMについて、我が国の削減として適切にカウントをするといふことですから、その他の積み上げで二六%にいかなかつた場合でも、このJCMの積み上げで二六%にいきますよということが当然通る話でしようということなんですねけれども、その点については否定できるんですか。では環境省。

○梶原政府参考人 繰り返して恐縮でございますけれども、二六%の削減の積み上げは、国内の対策、排出削減対策あるいは吸収源対策で積み上げて実施していく予定でございます。

ただ、国際的に認められているこういう市場を使いました削減につきましては、我が国として世界に貢献する大きな、重要な施策だと思ってございます。その分についても、しっかりとカウントできるという形にするのが日本の貢献としては適切だと考えておりまして、そういうふうな実績につきましても、しっかりと国際的に報告をしてまいりたいというふうに考えております。

○塩川委員 日本の削減目標達成に活用とあるわけですから、当然のことながら、二六%に含んで

いくということにならざるを得ません。

現場でどうなっているのかということがあるんです。

これは、日本鉄鋼連盟の話を紹介しようと思うので、環境省でも経産省でもどっちでもいいんでが答えてほしいんですけども、日本鉄鋼連盟の低炭素社会実行計画には、目標達成の担保措置として、「ポスト京都の国際枠組みや国内制度が未定であるため、どのような担保措置が取り得るか不明であるが、計画の信頼性確保の観点から、未達の場合は何らかの方法で担保する。」とあります。

これは、鉄鋼連盟の削減目標が未達、達成できないときには、クレジット制度などの活用によって、海外における削減量をみずから削減目標にカウントすることで穴埋めをしようとする、そういうものということじやありませんか。

○星野政府参考人 お答えいたします。

それぞれの産業界が具体的にどのような削減をするのかといふことにつきましても、先ほどの答弁にもございましたけれども、これから産業界と調整をしながら進めていきたいと考えてございま

す。

○塩川委員 否定されませんでした。

それぞれ業界団体が目標を持っているんだけれども、未達の場合には海外のクレジットで穴埋めしますよといふことも容認し得るような中身というのがJCMだと、いうことを指摘しておかなければなりません。

大臣にお尋ねしますが、こういった海外でのクレジット獲得というJCMというのは、国内の削減努力を弱めることにつながらないのか、この点についてお答えください。

○丸川国務大臣 まず、この二六%削減目標は、我が国は具体的な施策を積み上げてつくりてきたものでございまして、これらは国内対策です。ですので、国内対策を行うことによって二六%削減目標を達成していく道筋を描いて、それに向かって進んでいくわけでございます。

一方で、JCMについては、我が國のみならず世界全体で地球温暖化対策を進めなければならないという中で、私たちの国がどのような貢献ができるかということを考えたときに、その施策として重要な位置づけと思っております。

それであるがゆえに約束草案にも位置づけられておりまして、JCMは世界への貢献として積極的に取り組むと同時に、国内対策においては、やはりこの二六%削減目標をつくる中で積み上げた国内対策を着実に進めていくことが重要であると考えております。

○塩川委員 略界団体の中では、実際には、掲げた目標が達成しなかった場合には海外のクレジットで穴埋めをする、そういうことも想定しているという点でいって、そもそも二六%を本気でやる気があるのかということが問われているわけであります。そういう点でも、こういう海外のクレジットの活用というのが国内の削減努力を弱めることになるということは指摘をしなければなりません。

そこで、JCMの中身について質問しますけれども、環境省にお尋ねしますが、JCMは、途上国へのすぐれた低炭素技術などの普及を通じて地球規模での温暖化対策に貢献するものといいますけれども、このJCMの対象として石炭火力は含むんでしようか。原子力はどうでしょうか。

○梶原政府参考人 JCM、二国間クレジット制度でございましたけれども、温室効果ガスの排出削減に資する技術を用いた排出削減事業を対象としております。

そして、具体的にそれを対象事業とするかといふ決定につきましては、各国の状況に応じまして、国際的な理解が得られるかといふ点も考慮して、大臣にお尋ねしますが、こういった海外でのJCMによって、一つ一つ関係国と、両国との間で議論をしていくということになります。

今御指摘の石炭火力や原子力発電という事業につきましても同様でございまして、具体的な事業内容をもとに、両国との間で温室効果ガスの排出量を削減する事業として位置づけられるかどうかを

議論することになります。

現時点では、JCMとして実施している石炭火力発電または原子力発電の事業というものは具体的ではありません。そしてまた、今後も予定しているものではないということをご存じます。

○塩川委員 そんな現状の話とか今後の希望的観測の話ではなくて、石炭火力と原発が除かれているのかということなんですか。除かれている、入らないということなんですか。

○梶原政府参考人 お答えいたします。

明示的に除いているものではございませんけれども、繰り返して恐縮でございますが、二国間で具体的に決めていくものであるということと、現時点において具体的な事業はなく、また、今後も予定しているそういう事業はないということです。

○塩川委員 経産省にお尋ねしますが、経産省において主なJCMの支援事業が行われています例えばMRVの適用調査とか。これは石炭火力や原子力といふのは明確に除外されているんですね。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

経済産業省といたしましては、JCMプロジェクトの組成に向けまして、御指摘の、NEDOと連携をして、JCM実証事業ですかJCMの実現可能性調査事業、MRVの適用調査事業、キャパシティーベンディング等の支援事業を実施しているところでございます。

お尋ねのMRV適用調査事業におきましては、民間ベースのプロジェクトにおきまして、JCMに必要な温室効果ガス削減量の測定、報告、検証に要する費用をNEDOが支援するものでございまして、これに基づいて民間ベースのプロジェクトによるJCMの利用を促進していくというものがござります。

本事業では、対象分野におきまして御指摘のような手段の制限は設けてはございませんけれども、ただ、原子力発電につきましては、これはNEDOの事業、NEDOの業務範囲として原子力

は規定されておりませんので、MRV調査事業の対象としては、原子力発電は対象にはなっていないことでござります。

○塩川委員 今の経産省でいえば、石炭火力はオーケーだという話に当然なるわけですから、いずれにしても、明示的に除いているものではないということで、制度設計上の話であります。JCMに基づく海外での石炭火力、原子力による削減量が我が国の削減量にカウントされることになりかねないことも意味しているわけであります。

こういう点で懸念するのは、例えば電気事業連合会の電気事業における環境行動計画を見ますと、電気事業における低炭素化を目指すとあって、「国際貢献の推進」として、二国間オフセットクレジット、JCMを含む国際的な制度の動向を踏まえ、先進的かつ実現可能な電力技術の開発、導入等により地球規模での低炭素化を目指すとあって、「参考」として、高効率のプラント導入及び運用補修改善により、二〇三〇年度におけるOEC

D諸国及びアジア途上国での石炭火力CO₂削減ボテンシャルは年間最大九億トン、このように記されています。JCMを含む国際的な制度の動向を踏まえ、先進的かつ実現可能な電力技術の開発、導入等により地球規模での低炭素化を目指すとあって、「参考」として、高効率のプラント導入及び運用補修改善により、二〇三〇年度におけるOEC

D諸国及びアジア途上国での石炭火力CO₂削減ボテンシャルは年間最大九億トン、このように記されています。

環境省にお尋ねしますけれども、電力業界は、海外における石炭火力発電支援により得たCO₂削減量というのをみずからの削減量にカウントするという考え方であります。

○梶原政府参考人 現在、低炭素実行計画というものを各業界につくっていたりしているところでございます。

これにつきましては、その対策の進捗状況、例えば電力業界でありますと、これに加えて自主的に排出係数を下げていただくという行動をやつていただくということでございますが、その進捗状況につきまして、審議会等の議論を踏まえながら、しっかりと私どもとしては注視をしていき、そしてまた必要があれば改善を求めていくということにしております。

いざれにいたしましても、まず国内対策が基本

は一兆円にする、七倍化をするという目標であり

ういう予測のもとで施策を考えているんじやあり

す。

火力の売り込みですよ

火力の売り込みですよ。

○黒澤政府参考人　お答えいたします。
この統計につきましては内閣府で出され
ますし、電力分野は二・二兆円から二・
三ですが、その内訳も気になるわけで
も、この電力分野の内訳として、例えば
とか再エネとか、そういう数字で明らか
ただけませんか。

統計をベースといたしておりますが、統計そのものにおきまして、これ以上のブレークダウンで統計をとつていいないということをございます。

したがいまして、経産省といたしましても、この中身、石炭火力がどのぐらいかという数字は把握しておりません。

○塩川委員　IEAなどの将来推計の割合を掛けているということだと思いますけれども、そもそも電力も内訳があるわけですから、そういうたな數字というのは当然できるはずで、これは改めて要求しておきます。きつと出していただきたいと

いうことと、経産省なり政府として、石炭火力発電の将来推計そのものは持っているのかどうなのか。特にアジア地域などについてどうか。この点について教えてもらえますか。

○藤井政府参考人　お答え申し上げます。

日本企業による石炭火力発電の将来受注に関する推計、これは特に存在していないというふうに認識をしております。

○塩川委員 政府でなくとも政府系の機関、例えば経産省所管のジエトロなどでも、例えば「〇一五年五月のジエトロレポートによりますと、東南アジアでは、建設中の火力発電能力の四分の三を石炭火力が占めるなどから、地域全体の電源に石炭が占める比率が二〇・三五年には五割前後に高まる」と予測をされている、日本企業にとって大きなビジネスチャンスと強調しているわけあります。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘のとおり、例えばIEAにおきまして
も、特にアジア地域において石炭火力発電の伸び
が予測をされております。
他方、繰り返しになつて恐縮でございますけれ
ども、私どもが知る限りでございますが、日本企
業における石炭火力の発電の将来受注に関する数
値というものは特段承知をしておりません。
○塩川委員 急速な需要があるということは当然
見込んでおるわけであります。それに対応した受
注についての目標、推計、これは今後の話ということ
ことなんでしょうねけれども、そもそも アジアで
伸びる石炭火力について、これを取り込んでいこ
うというものがアベノミクスの成長戦略であるわけ
であります。
大臣にお尋ねしますけれども、以前も紹介しま
したが、安倍総理自身が国際会議で石炭火力発電
の活用を宣伝しているわけです。二〇一五年五月
二十一日の第二十一回国際交流会議、アジアの未
來」、こういう会合において、安倍総理は、「アジ
アの資源とも呼ぶべき石炭をもつと効率的に活用
してはどうでしょう、石炭火力発電は、世界の發
電量の四割を担うにもかかわらず、地球温暖化の
元凶のように言われ、敬遠されがちです、アジア
ならではの石炭火力の分野で、伸び行くエネル
ギー需要に応えていきたいと。
大臣、こういう安倍総理のトップセールスとい
うのが、世界の流れに逆行する石炭火力推進政策
となつているんじやありませんか。
○丸川国務大臣 地球温暖化対策は、安倍内閣の
最重要課題でありまして、総理も全力を挙げて取
り組んでいくという発言をしております。
途上国の中には供給安定性の観点から石炭火力
を選択せざるを得ない国もあるという事実を踏ま
えますと、そのような場合には、より高効率な石
炭火力発電設備の導入を支援することも実効的な
地球温暖化対策の一つになり得ると考えております。

す。

火力の売り込みですよ。

○塙川委員　世界は、そもそも、石炭はもう表に出さない、埋めたままにしておきましょうといふのが大きな声となつていて、だからこそ、世界の流れを見ても、化石燃料からの投資を撤退するダイベストメント、こういうのが大きな声となつて、世界の潮流となつてているときに、逆に、どんどんどんどん石炭を表に出しましようという石

「日本一の会社でござります」などと、いろいろなことを盛り込んでおりました。

○丸川国務大臣 世界的に低炭素技術を普及させていくということは非常に重要なござりますし、それにかなう行動も我々はとつていくということ、その主軸に変わりはございませんけれども、一方で、さまざまの国がさまざまな手段でそれぞ
しょうか。

れの置かれた立場でエネルギー源を入手しなければならないわけでありまして、そうした中で、どうしても石炭に頼らざるを得ないという状況に置かれた国もあるわけでございます。

こうしたところでどうのように石炭のエネルギー効率が達成されているかということを見たときには、私どもの持つてゐる技術がそれらを改善する余地があるのではないかという観点に立つての施策であるという思いでございますので、世界全体としての低炭素な社会の実現という方向性に決し

てそぐわないものではないという考え方のもとに、こうした政策が進められているものと認識をしております。

○塩川委員 参考人質疑におきましても、やは
り、世界の国々を見渡せば、初期投資に金がかか
るような石炭火力で将来的にCO₂をふやすとい
うことよりも再生可能エネルギーに投資をした方
が、結果とすればコストも安く上がるし、当然の
ことながらCO₂削減もゼロという方向での転換

が図れる、こういうことこそ、本来日本政府が進むべき道なのではないのか。しかし、やっていることは、世界のあちこちで、原子力と同時に石炭

に実はなるんすけれども、六回目にして何でこの程度なんだというのが私の正直な気持ちなんですね。

今まで、もちろん、京都議定書から大きな大転換を図るパリ協定に合意した、非常に意義あるCOP21だった、私も当初評価をしたつもりです、この委員会で、大臣の活躍も含めて。そこまでやつたんだつたらと期待して、出てきたのがこの法案。何でもうちよつと野心的なものをつくれなかつたのかな、交渉に当たつてきた方々の思いを受けとめる法案にしては随分ちやつちいなというのが本当に本音であります。

何がどう変わついたのか。加えて、私が冒頭、本会議の代表質問で申し上げたときもそうでしたけれども、長期目標が、地球温暖化対策計画の中には明確に入っているんですけども、この法案の中ではまるで位置づけが無視されちゃつたような気になつています。

直接的に関係のないことだからというようなことも参考人のお一人はおっしゃいました。しかし、中期目標のゴールには何があるのかということを明確にするためにも、私は、やはり長期目標を入れて今回の改正案として提出をなさるべきだつたのではないかなと今なお思つております。それと、申し上げました、中期目標と長期目標の整合性にやはり大きなそこがあります。二〇三〇年までの年平均の削減が、「二〇三〇年以降になると一・五倍の負担になつてしまふ。しかし、全くそれはどんな技術開発が今後出てくるのか、多くの皆さん、期待もしたいでしょ。しかし、全くそれは雲をつかむような話で、明確に削減できるための担保にはならない。だから、今回、長期目標は飛ばして中期目標だけを課題として、この法案に長期間目標を書き込まなかつたのかな、そんなふう

にも思うわけであります。

そこで、お尋ねしたいと思います。

何らか長期目標を達成するための道筋を国民に示していかなければならぬと思うんですね。そのためには大臣が追求しようと思つておられるのが、そして、その目するイノベーションが着実にCO₂削減を期待していくものなのかどうなのか、その実効性等々も含めてどのように思い描いていらっしゃるのか、まずお答えをいただけますでしょうか。

○丸川国務大臣 まず、長期の大幅削減に向けた目標ということについて、温暖化対策計画の中で示させていただいておりますけれども、ここに向けた道筋については、我々環境省として、まず長期低炭素ビジョンの検討に着手をしたいと考えております。

総理からの御発言の中で、長期目標も含めて、今後、抜本的な排出削減を可能とする革新的技術の研究開発、普及などについて触れられたときは、イノベーションによる解決は最大限に追求する、加えて、国内投資を促し、国際競争力を高めて、また国民に広く知恵を求めるながら、長期的、戦略的な取り組みの中での大幅な排出削減を目指して、また世界全体での削減にも貢献していくといふうにお話をされております。

具体的に我々がどんなイノベーションに取り組んでいくかといたることは、総合科学技術・イノベーション会議において、二〇五〇年を見据えたエネルギー・環境イノベーション戦略を先週取りまとめました。

この中で、例えば、具体的に言いますと、窒化ガリウム半導体のことであるとかセルロースナノファイバー、また、次世代蓄電池や水素等、これは、水素のみならず水素と結合させて運ぶということも含まれておりますので水素等になつておりますけれども、水素等の製造、貯蔵、利用等の革新的技術など、特定をしております。年金積立金管理運用独立行

横軸で申し上げると、今までの延長線ではないということです。今までの延長線ではないとつかむような話とおっしゃるかもしれません、やはり、非連続的で、ディスラプティブで、極めてインパクトの大きい革新的技術を入れていかなればいけない。これは残念ながら、今話を聞いては確かに雲をつかむような話になるかも

しませんが、そうした技術でなければ逆に変えられないということだという認識をしておりま

す。

加えて、実用化までには、決して、短期間、すぐ目先、見えるというような技術ではありません。中長期を要しますし、かつ、産官学、総力を結集してこれを実現する道のりをつくつていかなければならないと思つております。

こうしたもので、単に技術を進めるだけではなくて、新しいマーケットをつくつていくということも重要だと思つております。

先日、LEDの技術を開発した天野教授が私の部屋にお見えいただいて、しきりにおっしゃつていたのは、使つていただく技術にすることが重要だ、使つていただくためにどうするかということを考えてきたとおっしゃつていて、こうした革新

的技術も、単に今ある構造を打ち破るだけではなくて、それを使つていただけるレベルにまで低廉化する、つまりコストを下げていく、普及をさせていく、そしてさらなる技術革新を積み重ねていくことが極めて重要でありますので、こうしたことを通じて新しい市場をつくり普及させていくこと。

そして、市場のあり方そのものも、安からう悪からう、悪からうをつけるべきかどうかはちょっとよくわかりませんが、より高い付加価値を評価する市場をつくるしていくという、構造的な変化をもたらしていくような取り組みというものが我々にとって必要であると思っております。

そうした市場をつくる上では、今盛んに言われておられますESG投資というのは重要な鍵の一つだと思います。年金積立金管理運用独立行

政法人、GPIFが昨年九月にPRIに署名してくださったことは、非常に大きな契機となつたと思つております。まだ日本ではESG投資の額は大きくありませんけれども、こうした思想や思想、投資の活動というのも大きな後押しとして、ここで、我々はこうした新しい市場の創造にも取り組んでまいりたいと考えております。

○田島（一）委員 イノベーションだけを頼りにしては、明確に削減目標を達成できるかどうか

ということを申し上げました。

これはまた、経産省にもお越しいただいていますが、具体的にどうやっていらっしゃるのかもちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども、いかに技術、イノベーションが実用化されるか、もうここに正直かかつてきます。ですから、競争的資金も上乗せを当然していかなきらいし、さらにはマーケットでしっかりとそれが受け入れられるような環境も整えていかなきやならない。

しかし、今あるマーケットの中から温暖化対策に邪魔なものを排除していくこともやはり大事なんですね。ちまたを見れば、百円均一のお店の中にはまだ温暖化を助長するような商品や製品なんかもごろごろ転がっています。本体が安いからといって、結局LEDに切りかえず白熱球に切りかえている消費者の方々もまだまいたらしくなります。こういったものの排除も含めた、今できることを着実にやっていくことがやはり大事だと思ふんですね。それならやらずにイノベーションに頼るだけでは、これはなかなか国民の皆さんも理解も納得もしてくださらないと思います。

中期目標だけでも二六%削減、決して黙つていても達成できるとは思えません。努力しなければならないでしょう。加えて、その先の長期目標八〇%削減となれば、もはやその時代には我々は生きていませんからみたいなことで逃げるわけにもまいりません。計画にこれを掲げた以上は、しっかりと八〇%に到達する道筋、ロードマップをお示しいただかないと、これは場当たり的な法改正とそしられてしまうのではないかなど私は思います。

○丸川国務大臣 二〇五〇年まであと三十四年ですね。私は、平均寿命からしますとまだ生きておりますので、責任がございます。ですので、しつかりこれからも取り組みをさせていただきますけれども、今おっしゃったように、ちまたにはまだ、二酸化炭素排出削減になかなか貢献するとは言いたい商品が並んでいる、おっしゃるとおりだと 思います。

我々は、市場主義経済の中に生きている中で、消費者の選択が市場をつくつていく側面も大いにござります。だからこそ、国民運動をしつかりやつしていくということは極めて重要でありますし、最終的には消費者の選択が事業者の選択を変えていくわけであります、私どもは、この市場の形成を根底から支えている消費者の選択をどのように変えていくのかというところに重きを置くがゆえに、今回の法律改正の中には国民運動とすることをあえて書き込ませていただいたわけでございます。

根っこから思いを変えていくということを一つ、もちろん、規制や補助金や税金、こうしたもののドライブも必要ではござりますけれども、大

ものの大もとは我々の思いと心にかかっていると思いますので、こうしたものが国民の皆様と共にできるような仕事をこれからしっかりとやっていきたいと思つております。

加えて、二〇五〇年八〇〇%の件でござりますが、これは、目指していく上で、まず一〇三〇年の中期目標をクリアしないことはその先はないのでありますて、二〇三〇年二六〇%をいかに確実にクリアするかということがその先にかかると思っています。

道筋をどういったことですか、まさに朝夕に揮ける道筋ではないということは今るの申し上げたとおりでござりますので、このビジョンを描いていくに当たつての作業にまさにこれから私どもも手をしてまいりますし、それは国民の皆様とともにつくつしていくものであると思ひますので、今後とも委員にも御指導を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○田島（一）委員 次のテーマに移らせていただきます。

ダイベストメント。先ほど、塩川委員からも脱化石燃料についてお尋ねをなさり、なかなか的を得た答えが返つてこなかつたところでありますけれども、世界が今世紀後半には脱化石燃料を実現することを、今回COP21で决定されたパリ協定

は求めていると私は認識をしております。
もう既に世界の主要な機関投資家の中には、化
石燃料資産への投資を撤退するダイベストメント
の取り組みが急速に広がりつつあります。その一
つが、代表質問でも取り上げた、ロックフェラー
基金の化石燃料関連業界への投資を中止したこと
であります。もはや、アメリカ石油大手、エクソン
・モービルの株式保有も解消する方針すら表明
をしているロックフェラー基金。

今回、化石燃料を財務価値が毀損する座礁資産
と捉えて早々と投融資を引き揚げるダイベストメント
ント、さらには投融資先の企業に対し圧力をかけ
て、工ингェージメントが広がっていることについ
ては、大臣も答弁でお述べになられましたので

卷之三

で御存じのことだと思います。
しかしながら、このダイベストメントの動向についてどのようにお考えかと耳を澄まして
三、国内での収益率はどうぞ者につきこぼつかつて、助

と 目の前の詰詰になつた絶えがたき重
向を今後注視していくと、私からすれば随分の
んびりしたような状況だなというふうにお伺いを
したところであります。

今もなお、やはりこの動向をまだ注視する段階だというふうにお考えなのかどうか、大臣が捉えていらっしゃるこのダイベストメントに対するス

ビード感をお伺いしたいと思つています。
○丸川国務大臣 海外では、特に、御指摘いただ
いたように、金融機関また機関投資家等が、石炭
等の化石燃料を、パリ協定も踏まえた世界的な低

炭素経済への移行の過程で財務価値が毀損するという資産、つまり座礁資産とおっしゃっていましたが、いたかと思うんですが、と捉えて、こうした資産

から投融資を引き揚げる動き、ダイベストメントや、また、投融資先企業に対し取り組みをきめないと求めていく動きが広がってきてているといふことは承知している。

とは承知をしております
やはり、これは企業自身がみずから持続可能性、ビジネスにおいてあるいは企業自身にとつての持続可能性をどのくらいたイムスパンで見て

いかかということと大きかかわっていると思いまして、やはり、グローバルに責任を負っているという自負を持つていてる企業ほど、しっかりとこう

したことに對して取り組みをして いるといふうに私は理解をして おります。

ていかねばならぬという意識を全ての企業が持つてゐるわけではないかもしない市場において私どもがやるべきことは、ともにビジネスにおいて

もそして地球環境においても持続可能性が今後市場で評価される鍵になつていくのだということを、市場の側からも投資の側からもある意味でのブランディングとして、農業とつづつつなげていくことを

とだと思つております。
確かにまだ緒についたばかりであります、國

ますか。これは質問に入れていないんだけれども、御存じかどうかだけお聞かせください。

○三好政府参考人 お答えをいたします。

先生の御指摘でござりますけれども、ちょっと今、手元にそのデータを持ち合わせております。後ほど調べまして御説明申し上げたいと思います。(田島(一)委員「持つてあるの」と呼ぶ)ちょっとと調査をする必要があるうかと思っております。

○田島(一)委員 私も、どこかでこういうような数字がないかななどいろいろなところをちょっと探し回りましたが、どうも役所絡みでは何も出てきませんでした。

しかし、ことしの二月十一日、環境NGOですけれども、350ドットオルグ・ジャパンが、日本の銀行や保険会社による化石燃料会社、原発関連会社などへの具体的な投融資額を集計して公表したという結果がありました。

これによりますと、具体的な名前を出してしまいますが、三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、三井住友信託を含む日本のメガバンクグループによる二〇一四年の化石燃料、国内石炭火力増設、原子力関連企業への投融資は、合計で約五兆三千八百九十二億円に上ったということです。また、日本の大手生命保険会社にあっても、化石燃料及び原発関連企業に対し三兆三千三百億円の投融資を行っていたという数字が出ておりました。

環境NGOの調査でありますから、一〇〇%確かかかどうかまで私は保証できませんが、今探した中で出てきた数字がこれだったので、皆さんに御紹介をさせていただきたいと思います。

ちなみに、ついでですが、日本の銀行グループの化石燃料への投融資額に対して再生可能エネルギーへの投融資額は、残念なことに、わずか約八分の一定程度の規模であったといふこともぜひ申し添えておきたいと思います。

二〇一六年の四月、報道によりますと、運用資産が百兆円を超える世界最大級の政府系ファンド、ノルウェー年金基金は、世界の石炭関連企業

五十二社を基金の投資対象から外すと発表し、日本もそのあたりを受けて、投資先として北海道電力、四国電力、沖縄電力の三社が除外されました。

このような感じで、日本のいわゆる石炭、原発関連企業も世界の大きなうねりに巻き込まれて、投資先から除外をされたり外されたりしている、こういう事態に今なってきているんですね。もうのんびり構えている余裕は全くないと思うんです。

この先ほど御紹介をした350ドットオルグ・ジャパンは、つい先日、四月の二十二日にダイベストメント声明というのを発表し、日本の銀行、保険会社、年金基金や公的機関を含む全ての機関投資家に、化石燃料及び原発関連企業への投融資の停止、撤退、自然エネルギー開発への転換などを求める署名活動を行ったと新聞にも載っていました。

このように民間レベルでは相当大きなうねり、動きがある中で、調査すらまだかけていらっしゃらない環境省は果たしてどのように受けとめられたか、御感想をお聞かせください。

○丸川国務大臣 年金基金はとりわけ超長期の運用を考えなければいけないところですので、持続可能性ということにおいては大変重きを置いて投資先を検討されることだと思います。そういうこともあるって、GPIFもPRIに署名をされたんだだと思います。

いずれにしても、パリ協定を踏まえますと、長期的に見て市場の環境が大きく変化をすると聞いて見ておられるところは、いち早くその変化の先行きを見通して投資を考えておられるんだと思います。

ございますので、先生の御指摘も踏まえて、我が国の動向もしっかりと精査をしながら、今後そうした環境づくりに努力をしてまいりたいと存じます。

〔北川委員長代理退席、委員長着席〕

○田島(一)委員 私、今、民間NGOの調査結果を引用させていただきましたけれども、ダイベストメントの効果でありますとか影響についてさまざま議論がまだもあるのは私も承知をしておりますし、それを短絡的に、単純に評価を下してしまうのは非常に危険だというふうにも思っています。

しかし、こうした潮流の中に今世界はあるんだということは、環境省もしっかりと御認識をいただいて、それこそ公的金融機関等々も含めた今後の投資のあり方や、また日本の重厚長大産業等々が今後どういう波にのまれるのかということは、予想を絶対今からしておかない手おくれになってしまふと思うんですね。役所の中でしっかりとこの調査、ダイベストメントとインベストメントも合わせた動向の調査というのを早々にお取り組みいただくことをぜひお願い申し上げたいと思つています。

気候変動について、今環境省が先頭に立つて取り組んでいただいている。もちろん、それにエネルギーの問題もありますから、経産省も影響を相当發揮していただいているんだろうと思いますが、アメリカの国防総省が、それこそ気候変動がアメリカの安全保障に与える影響というものを分析して、その対応のための行動、計画というものがもう既に取りまとめています。いわゆる安全保

衛士を拝見させていただきと、初年度は非常に残念な執行率だつたりもしましたけれども、経験をもとにして着実に実績が上がってきているなどいうふうに私は思っているところであります

が、私は問題点として指摘した工場の配管の保温材、これを直すだけでも相当なエネルギーロスをカバーできるという点で、一点突破でもいいから本当はやった方がいいんじゃないのというような思いでの問題提起がありました。

もちろん、二十八年度、このエネルギー使用合理化等事業者支援補助金、五百十五億円がついておりますけれども、実際に、工場の配管の保温材は、毎年毎年積み上げられている予算の大体何%

じ意見を、問題意識を共有し合っていくことがやはり大事だと思います。にもかかわらず、何度も繰り返すようですが、今回のこの改正ではちょっと物足りないな、何でもっと大きく省庁に小さなアクションを起こさなければいけないのかなというのが、私自身、残念な点であります。

この点については、またこれからも議論は続いくと思います。またの機会に送らせていただきます。

先ほど冒頭、今すぐにでもできる取り組みをやらずにイノベーションにだけ期待をしていることは余りに本末転倒だというようなことも申し上げました。実際に、本会議の代表質問のときにも、工場の配管の保温材の劣化対策や廃熱利用、さらには住宅アルミサッシの樹脂化についての取り組みを御紹介させていただきました。本会議での答弁で林大臣は、工場の配管の保温材の劣化対策については、交換費用の一部を引き続き支援して対応するというふうにおっしゃってくださいました。

私も、その後、調べさせていただいたら、資源エネルギー庁が用意をされているエネルギー使用合理化等事業者支援補助金のことでありますよね。それなりに予算は積み上げられておりました。実際に、この投資効果も、行政事業レビューシートを拝見させていただきと、初年度は非常に残念な執行率だつたりもしましたけれども、経験をもとにして着実に実績が上がってきているなどいうふうに私は思っているところであります

ぐらいを占めているのか、わかれれば教えてください。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

今御紹介いただきましたように、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金、いわゆる省エネ補助金というふうに呼んでおりますけれども、これでかなり大きなプラントから小さな中小企業に至るプラントまで応援をしております。昨年で申し上げますと、新規採択分だけで千三百件強の支援をしております。

それで、大変恐縮なんですけれども、そのうちどのくらいが保温材の交換かということなんですが、大体これを使われる方は、ほかの機器の入れかえとか配管そのものの入れかえと一緒に保温材の改修をなさるというのが普通でありまして、その割合がどのくらいになっているかというのは、申わけございませんし、これは千三百件全部ひっくり返すということになりますので、ちょっとと御容赦いただければと思いますが、正直申し上げて、熱のございませんし、これは千三百件全部ひっくり返すといふに認識しております。

○田島(一)委員 恐らくそんな時間もなかつたでしょうから、意地悪な質問だったかもしません。

でも、私はやはり、CO₂削減、そしてエネルギーロスをストップさせていくんだという観点からすると、もちろん千三百件もあって、事業所の規模も、またこの補助金を活用する目的も相当、千差万別あるかと思いますけれども、省エネのためにはわかりますが、今回のパリ協定を前提にした観点に立つて、より効果があるものにこそやはり補助金として出していくべきだと思うんですね。

いろいろなバランス感覚をとらなきやいけないのはわかりますが、今回のパリ協定を前提にした形で、この補助金の決定をしていく部分についてもぜひいろいろと工夫と知恵を絞つていただきたい、そのことを強くお願いを申し上げておきたいと思います。

時間もだんだんとなくなりました。本当は廃熱利用でありますとかアルミサッシの部分なんかも開きたかったんですけれども、多分ないとお答えになられるだけだろうと思われますので、割愛させていただきたいと思います。

最後、パリのCOP21交渉で極めて大きな争点となりましたが、余りここで議題にも上がっていないなかつたので、損害と被害についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

損害と被害条項、これは大きな争点になり、具体的に申し上げますと、パリ合意の中に、適応に関する条項とは異なる独立した条項として損害と被害を入れるかどうか、気候変動、難民保護などに關する新たな組織をつくるかどうかなど、アメリカを中心とする先進国と脆弱国を中心とする途上国が対立し、最終的には、先進国側が損害と被害を独立した条項とすることを認めて、一方で、任と賠償の議論につながらないという一文を入れる、そして、損害と被害の具体的な制度設計に関して、ワルシャワ国際メカニズムという既存の組織を活用するという先進国側の要求を受け入れる、言つてみれば痛み分けでまとめたというような経緯があります。

この気候変動をめぐる責任と賠償の議論、しかしながら、これで終結したわけではないと思つております。今後、温暖化の被害者が加害者の法的責任を問う訴訟活動などを通して、責任と賠償の具體化や制度化の要求はより強まっていくのではないかと予想されるわけであります。

先進国として扱われる日本も、この争点、損害をきちっとやつていかなきゃいけないという意味からも、適応の部分に対する認識、また閣議決定までされたわけですから、そこは政府も重きを置いているということは十分に承知をしています。

本来ならば、今回の温対法の改正ではなくて、将来間違なく求められていくであろう脆弱化対策基本法なるものをお出しになつて、そ

は、適応に関する取り組みの一環として、二〇一三年に設立が決定されましたワルシャワ国際メカニズムのことで、早期警戒体制や気候リスクに関する情報共有等の取り組みを着実に促進するべきだという主張をしてまいりました。

一部の途上国からの主張が取り入れられました結果、パリ協定では、適応とは別の条としてロス・アンド・ダメージが位置づけられまして、ワルシャワ国際メカニズムの活動の継続や既存の組織との協力等が規定をされたところです。

ただし、責任と補償ということについては、COP決定において、パリ協定の規定が責任と補償を提供する基礎とはならないという旨、合意をされております。

パリ協定の実施に向けて、開発途上国、とりわけ気候変動に脆弱な国の適応策への支援、これが重要になると考えております。我が国は災害が多い国であります。気候変動の影響を敏感に捉える度数を持つとともに、それに対応する知見や技術を蓄えた国でございますので、今後、途上国の適応計画の策定あるいは知見共有不ツツワークの強化等を通じて途上国支援を積極的に行ってまいります。

○田島(一)委員 適応の方に力が入っているんだといふような御答弁だったといふふうに思いました。

もちろん、日本にとっては、非常にリスク管理をきちっとやつていかなきゃいけないという意味

からも、適応の部分に対する認識、また閣議決定までされたわけですから、そこは政府も重きを置いています。

先進国として扱われる日本も、この争点、損害

と被害でどのような主張を行つてきたのか。ま

た、将来間違なく求められていくであろう脆弱

化対策基本法なるものをお出しになつて、そ

の中でもこの適応の問題をきちっと法制化して

いくことが、私はやはり今回大事だったんだやな

なきやいけないし、意識と認識をしっかりと持続する必要があります。

最後に、この適応について、もちろん今後対応はしっかりといきたいというようなお話ではありましたけれども、具体的に法制化をしていくよろしつかりしていきたいと思います。大臣、ぜひとお考えをお聞かせください。

○丸川國務大臣 適応計画、昨年十一月に取りま

とめまして、閣議決定させていただきました。

まず、この実施状況や実施に係る課題を把握した上で、法定化については、今すぐ検討規定を設けることは時期尚早かとは思いますが、それを提供する基礎とはならないという旨、合意をさ

れております。

パリ協定の実施に向けて、開発途上国、とりわけ

気候変動に脆弱な国の適応策への支援、これが

重要になると考えております。我が国は災害が多

い国であります。気候変動の影響を敏感に捉え

る度数を持つとともに、それに対応する知見や技

術を蓄えた国でございますので、今後、途上国の

適応計画の策定あるいは知見共有不ツツワークの

強化等を通じて途上国支援を積極的に行ってまい

ります。

○田島(一)委員 わかりました。

本当に、私も、もつとドラマチックな、そして

野心的な法改正であつてほしかったなと一番、心

の底から願つていた一人であります。温対策

という長きにわたる課題、そしてこれからも続い

ていきます。長期目標というものをしっかりと認

識し、踏まえた中での対策を今後とらなきやなら

ない、そのことだけを強くお訴えをさせていただ

なきやいけないし、意識と認識をしっかりと持続する必要があります。

最後に、この適応について、もちろん今後対応はしっかりといきたいと思います。

大臣、ぜひとお考えをお聞かせください。

○赤澤委員長 次に、河野正美君。

おおさか維新の会の河野正美でございます。

四月十九日に統きました、前回残した質問を中

心にお話をさせていただきたいと思います。十五

分間よろしくお願ひ申し上げます。

○河野(正)委員 おおさか維新の会の河野正美で

ございます。

河野正美君。

ございます。

心にお話をさせていただきたいと思います。十五

分間よろしくお願ひ申し上げます。

○河野(正)委員 おおさか維新の会の河野正美で

ございます。

河野正美君。

ございます。

河野正美君。

ございます。

ろであります。

私の地元であります九州は、火山が多くあります。地熱発電が多数立地している地域であります。九州電力は、地熱発電の開発、その運用の能力が高く、世界をリードする力があるのではないかなどいうふうに考えております。

我が国にとってこうした自然エネルギーの技術開発力は、地球温暖化対策のみならず、自給自足できるエネルギー源としての潜在力を高めることにつながってまいります。

地球温暖化対策のための国際的な連携協力のメニューには、地熱発電を初め自然エネルギー分野の技術の活用が大変に重要だと考えますが、政府の見解を伺いたいと思います。

○鬼木大臣政務官 再生可能エネルギーは二酸化炭素を排出しないことから、その導入は地球温暖化対策として極めて重要でございます。

私も河野議員と同じく福岡選出の議員でございますが、九州地方はまさに地熱発電のボテンシャルが極めて大きい地域でもございます。また、こうしたように、地方部には再生可能エネルギーのボテンシャルが豊富にございます。このようなエネルギーの地産地消を実現することで、温室効果ガス削減と地域経済の好循環、また、災害時のレジリエンスの強化など、地方創生にもつなげることができます。

このため、地球温暖化対策計画においても、地域の活性化を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、再生可能エネルギーの最大限の推進を図ることといたしております。

環境省としては、多様な再生可能エネルギー源の開発、実証や導入支援等の施策を実施し、再生可能エネルギーの導入拡大による低炭素社会を実現してまいります。

以上です。

○河野(正)委員 自然エネルギーとあわせまして、水素や燃料電池などの新エネルギーの実用化に向けた技術開発も、低炭素社会を実現する上で大変重要だと思います。福岡では、産学官が一体

となつて福岡水素戦略を策定し、研究開発から実用化まで一貫して支える仕組みが整えられているところであります。

水素は、燃料電池自動車や電力貯蔵システムなど、さまざまな可能性が広がっているエネルギーであり、地球環境への負荷も小さく、低炭素社会の実現にとって、その拡大が求められていると考えます。

水素を活用したエネルギーの技術開発、実用化に向けた環境省の取り組みについて伺いたいと思ひます。

○丸川国務大臣 水素は、利用するときに二酸化炭素を排出せず、地球温暖化対策として重要なエネルギーでございます。一方、製造や運搬の過程で二酸化炭素が排出される場合がございまして、再生可能エネルギー等に由来する水素を活用することによって、サプライチェーン全体を低炭素化していくという取り組みが必要だと考えております。

また、再生可能エネルギー由来の水素は、再生可能エネルギーを水素の形で貯蔵するということにもポイントがございます。再生可能エネルギーを水素の形で貯蔵する、また、それで運搬することによって、そのボテンシャルをより一層有効に利用する道が開けると考えております。

ですので、環境省としては、水素の利活用を推進するとともに、そのサプライチェーン全体の低炭素化に向けた取り組みを進めております。

具体的に申し上げますと、再生可能エネルギー等から水素を製造して、輸送して、そして利用するまでのところの低炭素のサプライチェーンのトータル技術の実証、また、再生可能エネルギー由来の水素を燃料電池自動車に供給する水素ステーションの技術開発、その成果をもとにした導入支援、そして、燃料電池フォーカリスト、ごみ収集車等の技術実証、開発を実施しているところでございます。

こうした取り組みを通じて、低炭素な水素社会を実現するべく今後も努力を続けてまいります。

○河野(正)委員 次に、地球温暖化が我が国の國

土や自然環境にどのような影響を及ぼすかを、幾つかの視点からお尋ねいたしたいと思います。

まず、サンゴ礁の保護について伺いたいと思います。

先月二十四日のナショナルジオグラフィックのインターネット記事において、世界最大のサンゴ礁であるグレートバリアリーフで過去に例を見ない大量死が報告されたということが報じられています。

日本国政府として、現状、どう把握しているのか、伺いたいと思います。

○奥主政府参考人 お答えいたします。

グレートバリアリーフにおけるサンゴの白化については、オーストラリア・グレートバリアリーフ海洋保護局のホームページでも報告がされているところです。

このホームページによれば、二月の海域の高温によってサンゴの白化現象が生じており、特にグレートバリアリーフの北部海域では、サンゴの死亡率が五〇%に及ぶ状況が確認されています。また、サンゴの白化現象について詳細な水中調査を進めているところのことです。

このように、サンゴ礁は環境の影響を受けやすい脆弱な生態系であると認識しています。

今後とも、国際サンゴ礁イニシアチブ等を通じて、各国のサンゴの白化等に係る情報の収集に努めてまいります。

○河野(正)委員 我が国において同様の事例が起きているのかどうか、現状認識を伺いたいと思います。

○奥主政府参考人 お答えいたします。

我が国では、二〇〇七年に沖縄県の八重山海域において高水温による白化現象が発生しましたが、その後は高水温による白化現象は確認されていません。

なお、昨年十二月に開催された国際サンゴ礁イニシアチブの総会において、アメリカ海洋大気庁は、大規模なエルニーニョ現象の発生により、熱帯海域を中心としてサンゴの大規模な白化がこの春以降起こるとの予測が報告されたところです。

我が国では、エリニーニョ現象の発生によってサンゴ礁の保護を進める必要性が高まっていると感じますけれども、政府の見解を伺いたいと思います。

○奥主政府参考人 お答えいたします。

気候変動に伴う海水温の上昇がサンゴ礁生態系に影響していると指摘されております。サンゴ礁生態系の保全に向けて、我が国では、地球温暖化

たときからずっとと言つてはいたんですが、乾いたタオルで、日本の温暖化対策はもう幾ら絞つても水が出ない、こういう話ですが、そんなことはないということで明日香参考人がおつしやつてはいたわけで、いわゆる配管保温断熱材劣化によるエネルギーを、日本保温保冷工業協会は3%，省エネセンターハーは1%とそれぞれ推定、仮に3%だとしても、これは電力換算で原発七基分相当、こういう数字が毎日新聞に載つてはいるという紹介があつて、せめてこのくらいやつたらどうかという話がありました。

先ほども田島委員が質問してはいましたが、重なつた質問になりますけれども、政府は今言つた数字を現実に認めてはいるんですか、認めていないんですか。

これから政府の方は、いわゆる補正予算の審議に入るという話ですね。私は、補正予算というのを二つに分けなきゃいけないと思つてはいるんです。熊本地震の対策のための直接的な話と、それから経済対策という話があるうかと思つますが、少なくとも経済対策の部分ではせめてこれぐらいやつたらどうか、こういう話をこの間もしたわけあります。政府の見解を求めるといつも思つます。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

配管部分の保温断熱ということに関しまして、今御紹介がありましたように、日本保温保冷工業協会といふところで熱の損失の試算をしてはいるところがございます。今御紹介があつたとおり、産業部門のエネルギー使用量の約3%に相当するんじゃないかという試算が出てはいるところがございます。

私ども、まずこの数字についての評価でござりますが、これはいろいろな前提を置いてはいるものであります。実際にはやや大き目の数字になつてはいるのではないかと思つております。また、対策をしたからこれが全部熱損失が防げるかといふと、そういうものでもないんだろうというふうに思つております。

住宅というのは、結構お金がかさむ話だし、そ

を含めて、いろいろなやりようがある。そして、

国民にとつては大変ある意味ではそれを実感として効果を考えられるという話でありまして、環境でいい、そういった小さい積み上げをやっていくことでもまた非常に重要な対策だと思つております。

先ほどの質疑でもございましたけれども、例えば省エネ補助金の中でこういった工場の改修を支援するといったようなこと、さらには、廃熱の有効利用ということで省エネ法の運用を見直していくことを進めていきたいというふうに考えております。

○小沢(銳)委員 ゼひ進めてもらいたいと思いま

すね。

私、この委員会の中でも、環境公共事業、こういうコンセプトを立てたらしいということを一貫して申し上げてまいりました。経済対策としての

補正予算、こういうことに関して言えば、こういった分野をしつかりやつしていくということは、國民からも本当に評価されると思いますよ。です

から、まさに原発七基分、若干過大評価ではないか、こういう今答弁でありますけれども、七基

分じやなくとも、一基分でも二基分でも大きいわけでありまして、せめて、そういう意味で、環境公共事業といふものの一つとして大いに進めていただきたいと申し上げておきたいと思います。

それから、今回法案に関しての國民運動に関しては、参考人の方から、これはやはり、國民に

とつてプラスだ、そういうふうに思われる話でないとなかなか進まない、こういう意見があります。そのとおりであります。私はぜひそこは政

府としては考えていただきたいと思いますし、そして、参考人の方から、これはやはり、國民に

おきたいと思つておきます。

○小沢(銳)委員 ゼひ進めてもらいたいと思いま

すね。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のために、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

○小沢(銳)委員 国民運動、いろいろな分野があ

ると思うのですが、政府の見解を求めるとい

う思います。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。

住宅エコボイントにつきましては、平成二十一

年度から五年間やらせていただきまして、これに

よりまして、新築住宅に占める当時の省エネ基準への適合率が五割に上がつたというふうに

されておりまして、効果があつたものというふうに

考えてございます。

また、二〇三〇年に向けた家庭、業務部門にお

きます。温室効果ガスの削減のためには、住宅や建

築物の一層の省エネ化は極めて重要な施策と考えてございます。そして、この分野につきましては、建築物省エネ法という法律をつくつていただ

きました。

川内原発のところまで来たという結果が地層から出ているわけですけれども、そのような大きなカルデラ噴火、巨大な噴火は起る可能性は相当に低いんだ、可能性は十分に小さいと言いましたかね、そういう説明だったわけですかね。

加えて、さらに、地殻変動や地震活動のモニタリングで巨大噴火の兆候があれば運転停止とか燃料体の搬出などを行うというふうに、政府は川内原発の再稼働のときにそう言っているわけです。

しかし、一方で、その前兆を捉えた例を承知しておらず、つまりこの巨大噴火の前兆を捉えた例を承知しておらず、噴火の具体的な発生時期や規模を予測することは困難であると、これは政府がみずから質問主意書に答える形で認めている。さらに、火山の影響評価ガイドに不備があるとは考えていないが、安全研究の推進による新たな知見の収集と新規制基準等の継続的な改善に努めていく必要があると。

まさに、この火山という分野は、学者の皆さんからも予想が不可能だというコメントがたくさんある。そういう状況の中で、まさに今回、これだけの大きな地震があつて、そしてまだどうなるかわからないという状況の中で、この火山といふところも非常に不確定な要素である。

そういつた、今ある申し上げましたさまざま不安な要素を考えれば、私は科学的に絶対大丈夫なんだということは言い切れないと思いますが、これは原子力規制委員長、いかがでしょか。○田中政府特別補佐人 幾つか新聞記事等の報道の御紹介がありましたが、その詳細については、私、今、詳しくその中身まで理解しているわけではないので、回答、コメントは控えさせていただきます。

その上で、まず、地震についての御質問です。川内原子力発電所の審査においては、今回の地震が発生している布田川断層帯と日奈久断層帯について、文献調査結果から、これら二つの断層帯が連動して一気に動くことを想定し、長さ九十ニ・七キロメートル、マグニチュード八・一とし

て評価しております。

地震動評価においては、マグニチュードと震源から発電所までの距離によってその影響を評価しております、両断層による地震に比べて、こちらの影響は小さいということを確認しています。

また、川内原子力発電所では、詳細な調査の結果、敷地内に活断層の存在を認められていないが、その上で、あえて活断層が存在すると仮定して、震源を特定せず策定する地震動についても評価をしているところです。

具体的には、過去に国内十数カ所で発生した震源を特定できなかった地震のうち、北海道の留萌支庁南部の地震をもとに評価し、最終的に六百二十ガルという基準地震動を設定しています。

川内原子力発電所の新規制基準への適合性審査においては、この基準地震動の地震加速度六百二十ガルに対して、安全上重要な設備の機能が損なわれないことを確認しております。

実際に、今回の地震により川内原子力発電所で観測された最大の地震加速度は、数ガルから十数ガル程度です。基準地震動はもとより、原子炉を自動停止させる設定値というのも設定しております。これは垂直で八十ガル、水平で二百六十ガルでございますが、これから比べても小さいものであります。

こうした状況を踏まえ、四月十八日に開催した原子力規制委員会では、現状において原子力発電所を停止する必要がないと判断しているところですが、引き続き地震の状況については注視し、原子力発電所の状況について情報発信に努め、国民の御心配をできるだけ少なくするように対応してまいりたいと考えています。

また、火山についての御質問もありました。

火山についても、川内原発の火山対策についての火山について調べました。その影響はないことは確認しています。

なお、地震発生前から気象庁は、阿蘇山は噴火警戒レベル2、桜島は噴火警戒レベル3としており、このレベルに変更はありません。また、原子力発電所に降下火砕物、火山灰もなく、特段の対応をとる必要があるようなレベルにはないと考えています。

いずれにしても、地震にしても火山にしても、一応、私どもとしては、科学的知見をベースに判断しておるところでございます。

○高井委員 今いろいろ私が申し上げたのは一々承知していないと言いましたけれども、学者の意見を全部把握できるかというのではありませんけれども、例えば地震調査委員会の平田委員長の発言であったり、あるいは政府が過去に質問主意書に答えていたり、あるいは政府が過去に質問主意書に答えていたり、こういったものについて、ありとあらゆるいろいろなものを考慮して本当に決めたのかというのではなく、私は疑問なんですね。

それはなぜかというと、十八日の委員会と明で、議論は二十分しかなかったとお聞きしておられますし、その後、十八日からもう八日たつてゐるわけですけれども、いろいろな情報が今どんどん出ていますよね、私の耳なんかにも入るぐらいですから。

こういったことを規制委員長は常にいろいろと情報収集されているんでしょか。そして、その情報収集の結果、例えば火山だって、原子力規制委員会には専門の委員がいないわけですから、例えば火山の専門家、第一人者の方に話を聞きに行くとか、そういういろいろなことをこの八日間にやれるんじゃないかなと思いますけれども、そういったことを規制委員長はやっているんでしょう。

○田中政府特別補佐人 地震の状況については、随時、今後の地震の様子とか原発への影響ということについては報告をいただいているし、それを見ていろいろ判断しております。

それから、火山については、今差し当たつて火山の影響は、阿蘇で小さい噴火があつたということはありましたけれども、基本的に川内原発とか原子力発電所の敷地に影響を及ぼすようなことはないということです。

情報の収集については、原子炉安全専門審査会の方に火山部会を設けて、そこに火山の先生方の御協力を得て、いろいろこういった川内のカルデラ噴火等の状況について、もしデータの変化があつた場合にはそれの評価もしていただくということで、情報の収集には常に努めております。

○高井委員 現行法律上、とめるのは規制委員長の権限しかないということになりますので、そういう意味では、まさに科学的見地、知見、根拠、これが本当に正しいのかということを、その一回の四十分の委員会で終わりということじゃなくて、常に不斷に見直していただきたい。

委員長にはもう本当に寝る間も惜しんで情報収集に、委員長の判断一つで九州全体がどうなるかという本当に大きな、九州だけじゃないですね、次もし事故が起こったら本当に原発政策そのものがもう終わるということありますから、

私は、そういう観点からしても、もつと慎重に判断をして、わからないことが、例えば火山がカルデラ級の巨大な噴火という人は人類史上観測したことがない、でも、ないからやらないといいんだということじやなくて、ないからこそ、では危ないことはやめておこうとなるのが普通でありますけれども、そういう対応にならない。

私は、これは法制度上もやはりちょっと不備があるんじゃないかという気が今しています。まさに規制委員長が科学的根拠でしかとめられないということであります。

しかし、もう一つ重要なのは避難計画ですよ。避難経路が万全なのか。ところが、この避難計画が適正かどうかというのは規制委員会は閲知しないということですね。これはまさに丸川大臣が所掌しているわけですが、私は、この川内原発の避難についても、いろいろ情報収集すると、これはきのう山本審議官からお答えいただいているんですけれども、その計画ではやはりいろいろ無理があるんじゃないかな。

例えば、また地震が起きて、川も結構あそこは流れていますから、その橋が崩れてしまつたら、今の、車で十時間以内に移動するとか、三十キロ圏外に車やバスで移動すると言っていますけれども、本当にバスの運転手さんが確保できるのかとか、あるいは、火砕流なんかが降ってきたら、そんなところに誰が行くのか。

そういったいろいろなことを考えると、通常の、平時の避難計画はそれで、今までいいのかもしれませんけれども、熊本や大分で現に、そしてきのうも鹿児島で震度四の地震がありましたよね。こういう状況下において、改めて私は避難計画という見直した上で、この稼働を続けるのがいいのかどうかということをまさに丸川大臣と田中委員長が話し合うというか、そういう制度になつていいなあいわけで、そうしたことにより組むお考えは丸川大臣はありませんか。

○丸川国務大臣 まず、原子力発電所の事故に係る避難計画は、複合災害を前提としております。つまり、地震やあるいは火山の噴火等々、ほかの災害が起きることと同時に原子力発電所の事故が進行するということを前提にして避難計画を立てておりますので、そのことをまず御承知おきいただきたいと思います。

ですので、避難経路についても、単に原子力発電所事故で何が避難しなければいけないとばかりの自然災害が同時に進んだときにその経路が使えるのかどうかということを検討して、その結果、計画を複数の経路について立てているという状況がございます。

ですので、ある経路がだめであればほかの経路をとるということが既に計画の中で前提として入っている中で、実際には自治体が道路の寸断の状況を見ながら避難経路を設定し、また、地元の道路管理者、あるいは場合によつては実動部隊が出て道路を啓開するというようなことを通じて避難の経路を確保していくことを行います。

今、地震で二万五千人から三万人近い自衛隊が出ているわけでございますが、東日本大震災のときはトータルで十万人の自衛隊が出動いたしました。こうした実動部隊が最終的に、どうしても地域の自治体の対応だけでは難しいといった場合には避難のお手伝いをする、あるいは支援をするといった体制を組んでおります。

また、経路の選択についても、三十キロ圏内から圏外へ逃げることに関しては、この川内地域においては原子力防災・避難施設等調整システムといふものがございまして、鹿児島県内のあらかじめ登録された複数の避難先、これは偏ったある地域ではなくて、満遍なく受け入れの方向が避難計画で決まっているわけですが、もし今回のようないんですかとも、しかし、誰かが判断しなきやいけないわけで、そうしたことにより組むお考えは丸川大臣はありませんか。

私は、アメリカなんかな、連邦緊急事態管理局、FEMAですね、ここがこういう避難計画をつくついて、そこの意見を原子力規制委員会のほうに聞いて、その上で最終的に停止するような組織が聞いて、その上で停止するかどうかを判断する、そういう制度になつているんですが、我が国はなつてないですね。では、これは、実は原子力規制委員会をおととおやめになつた大島賢三さんという方がそういうことを指摘され、退任の記者会見のときに言つては、そういう制度をアメリカのようにすべきじゃないかと。

私は、これは極めて必要だと思いますけれども、委員長、いかがですか。

○田中政府特別補佐人 私どもの審査の条件としては避難計画は入っておりませんけれども、そもそも避難計画をつくるときの基本となる指針については、私どもの責任においてつぶらせていただいている。

そこで、PAP、五キロ圏内は緊急事態の發動とともに即避難をしていただく、それから、五キロから三十キロまでのUPECについては基本的に屋内退避をしていただくこととか、もちろん細かいことをそこに決めております。

実際にいろいろな地域の状況がありますので、それについては、地域の特性に沿つたきめ細かに重要と考えております。加えてもう一個申し上げますと、避難計画というのはつくつたら終わりじゃないです。その後に訓練をやって、その反省を生かしてプラスアップを常に続けていくことが重要でございますので、こうしたことの積み重ねを私どもはこれからも続けてまいります。

○高井委員 我が民進党からも、この避難計画については早急に再度見直し、検討してくれと。それで不十分であれば私はやはり停止をするということも考えなきゃいけないと思うんですが、そもそも今の現行制度上、科学的根拠に基づいて原発を停止するときに、この避難計画がどうであるかというのを考慮に入らないんですね。ですよね。

私は、アメリカなんかな、連邦緊急事態管理局、FEMAですね、ここがこういう避難計画をつくついて、そこの意見を原子力規制委員会のほうに聞いて、その上で最終的に停止するような組織が聞いて、その上で停止するかどうかを判断する、そういう制度になつているんですが、我が国はなつてないですね。

これは、実は原子力規制委員会をおととおやめになつた大島賢三さんという方がそういうことを指摘され、退任の記者会見のときに言つては、そういう制度を確認させていただいて、その上で原発の稼働ということが行われているというふうに認識しておりますので、特に現段階においてそのことが問題であるというふうには認識しております。

○高井委員 結局、再稼働するときいろいろい避難計画をつくつて、そこにはかかわつていらっしゃるといふことなんですが、停止をするときと

いうのが、なかなか規定が十分じゃないと思うんですね。

つまり、避難計画というのは見直さなきやいけない、新たな災害が起こつて隨時見直す、そのと

きに、果たしてそれが十分で、原発を動かし続け

ていいかとめるかという判断のときにそういう手

續になつていいといふことは、私は、やはりこれは制度の不備だと思いますから、変えるべきだと思います。

そして、これは丸川大臣にお聞きしたいんです。

これは、実は、国立国会図書館のレポート、昨年の一月に書いた、川内原発の再稼働のときのレポートに、今回、川内原発については、いろいろな客

観的な、国立国会図書館ですからかなり客観的な見地でレポートを書かれていますが、やはりいろいろな懸念点があるということが書いてあって、最後にこういうふうに書いています。

科学的な判断というのは、専門家の間ににおいても意見が分かれるケースがあつて、特に巨大噴火の予想のように現段階の科学的知見では困難である事項も少なくないなど、自然科学には限界がある。科学的な調査や検討を徹底的に行うことの大前提として、最終的な判断においては、人々の暮らしや次世代への責任を勘案した価値判断、すなわち科学を土台とした社会的な判断を完全に排除することは難しい。

私は、本当におっしゃるとおりだと思います。多くの国民の皆さんのはじめじゃないですかね。科学的知見だけで判断するといったて、その科学的知見がいろいろと揺らいでいる中で、最後はやはり人々の暮らしや次世代の責任、そういうたものを見断する、これはやはり政治家しかできないと思います。

そういった判断を、まさに今これだけ多くの方が熊本、大分を中心にして九州地方で被災されて不安な中で、さらに原発のことも負担をかけるのであれば、まずは一旦とめるという選択を政治の判断で行うということは私は十分あっていいと思いますけれども、原子力防災担当の大蔵である丸川大臣、いかがお考えですか。

○丸川国務大臣 原子力防災担当大臣としては、原子力発電所が稼働しているしていかなかわらず、緊急時の対応をしっかりと地域と協議した中で、具体的にその内容を詰めて、それを閣議で了承できる質のものに高めていく、そして了承した後もなおそれをプラスシチュアップしていくというのが重要な責務でございまして、これは、稼働している稼働していないにかかわらず、そこに燃料棒がある限り、取り組んでいく課題でございます。

○高井委員 つまり、稼働をとめる権限はないといふことですよね。そうなんだと就可以了。で

は、経済産業大臣なのかといつても、この間経済産業委員会で聞いても曖昧な答弁であつて、結局、責任者がいない。

とめるかどうかを判断する責任者というのは、

ども、私は、委員長もかわいそうだと思います。

科学的知見においては原子力規制委員長ですけれども、私は、委員長もかわいそうだと思います。

よ。科学的知見のことは言えるけれども、今言つたような次世代への責任とか、人々の暮らしとか、被災者の思いとか、そんなことは、ましてや避難計画だつて委員長の管轄じゃないわけですか

ら、それで判断しろというのは、私はやはり、この法制度に不備があると思いますので、これはもう早急に見直し、できれば考えたい。ちょっと、私が言つてもあんなので、また同僚議員とも相談してということになりますけれども、今私はそう思つています。

それでは、原発の話はここまでにいたしまして、地球温暖化の話に入りますが、私は再生可能エネルギーの話をちょっとさせていただきたいと

思います。

それでは、原発の話はここまでにいたしまして、地球温暖化の話に入りますが、私は再生可能エネルギーの話をちょっとさせていただきたいと

思います。

今回、FIT法が改正になる、まあ、まだ法案審議はこの後でありますが、私、経済産業委員会委員じゃないので質問のチャンスがもうないかも

されませんので、ちょっとこの場をかりて、この地球温暖化に対しても極めて重要な方のお聞きをしたいと思います。

まず、今回のFIT法で、五条の再生可能エネルギーへの接続義務が削除されているというところが私は問題だと。

これは、経済産業省は、いやいや、これは改正電気事業法の十七条四項で全ての電気事業者にひらく、これは正當な拒否事由に当たる。それから、第二号の電気の円滑な供給に支障が生ずる、これも十七条の四項でまさに書いてあることでござります。

この一号に関しましては、当然に、この第十七条の四項で、必要な費用を払わないわけですか

ら、これは正當な拒否事由に当たる。それから、第二号の電気の円滑な供給に支障が生ずる、これも十七条の四項でまさに書いてあることでござります。

ますので、これも対応しております。また、第三号において、例えば出力制御や指定電気事業者

が優先給電といったことが書いてござりますが、これに關しましては、今回送配電事業者の買

当な理由がなければ当該接続を拒んではならないとだけ規定されていますけれども、これで本当に接続申し込みがあった場合に接続費用を払えばこの系統に接続してもらえると考えてよろしいんでしょうか。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。FIT法の改正法案でございますが、現行のFIT法第五条で接続義務というのとを定めているわけでございますが、今御説明ありましたように、これと同様の規定が、電気事業法十七条第四項ということで規定されております。

具体的には、一般送配電事業者は、ちょっとと中を抜かしますが、接続を求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電気的にまたは磁気的な障害を与えるおそれがあるときその他正當な理由がなければ、当該接続を拒んではならないという規定がございます。

したがつて、FIT法五条がないからといつて、送配電事業者が勝手に、恣意的に接続を拒む

ということはできないわけでございます。

それから、今御紹介ございましたが、旧FIT法では、ではどういう場合に接続を拒めるのかと

いうことで、三つ規定してござります。一つは、事業者が接続に必要な費用を支払わない場合、そ

れから二つ目は、電気の円滑な供給の確保に支障

が生ずるおそれがあるとき、それから三つ目は、

これは、経済産業省令で定める正當な理由とい

うことで、契約内容がる定められているわけでござります。

この一号に関しましては、当然に、この第十七条の四項で、必要な費用を払わないわけですか

ら、これは正當な拒否事由に当たる。それから、

第二号の電気の円滑な供給に支障が生ずる、これ

も十七条の四項でまさに書いてあることでござります。

ますので、これも対応しております。また、第三号において、例えば出力制御や指定電気事業者

が優先給電といったことが書いてござりますが、これに關しましては、今回送配電事業者の買

取り義務、こちらの方の条項に移動する、新FIT法第十六条の方に移動するということをもちまして、前後において何ら変更はないというふうに考えております。

○高井委員 詳しくお答えいただきましたけれども、変わらないということでよろしいわけですね。

それでは、ちょっともう少し詳しく聞きますけれども、出力制限について、今まででは変動電源の出力抑制とか広域調整、卸電力市場の活用などをした後でなければ出力制限はできないというふうにされていたと思うんですが、それも今後も変わらぬということです。

○藤木政府参考人 今御指摘ございまして、優先給電ルールでございますが、これに関しても、新しい法律の十六条のもとに新たに規定する

ということにさせていただきたいと思っております。変わりません。

○高井委員 わかりました。

それでは、もう一つ、電力会社が再エネ事業者の接続を拒否した場合どうなるのかということをお聞きしたいと思いますが、拒否した場合に、例えば、その接続を拒否した根拠とか、拒否したという情報、事実、あるいは資料の公表とか、あるいは広域機関などの検証を、法律ではないですが

れども、施行規則、省令とかで義務づけたりする

ということになります。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

接続の求めがあつて、それについて正當な理由

がなければ当該接続を拒んではならないという規

定になつてゐるわけでございますから、当然、お

申し込みのあつた御本人に対してはこういう理由

で接続がされないとということを御説明する、こう

いうことになるというふうに考えております。

○高井委員 ありがとうございます。

まだ疑問点はあるんですけども、もう時間が

ありませんので次に移りたいと思います。

それでは、地球温暖化対策について、パリ協定の話、恐らくこの委員会でももう何度も議論に

<p>なつてはいるとは思うんですけれども、今後、批准に当たつてどういった対応が必要になるのか、法整備は行うのかどうか、お答えください。</p> <p>○梶原政府参考人 パリ協定の実施に当たり必要となる法的な措置につきまして、今後、締結に向けた準備の中で、政府部内で検討していきたいというふうに考えてございます。</p> <p>○高井委員 わからないわけですね、それでは。それでは、これは大臣に通告していますのでお聞きしますけれども、今回のパリ協定に合意したわけですから、二度未満の気温目標、それから一・五度に抑制するという努力目標は、これは日本も当然支持をして、その実践に取り組むという考え方でいいのか、そしてあわせて、そのことは法律に位置づけるべきだと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>○丸川国務大臣 まず、パリ協定において二度目標が位置づけられたことも踏まえまして、地球温暖化対策計画に、长期的な目標として、二〇五〇年までに八〇%削減を目指すと位置づけてまいります。</p> <p>また、二度目標、一・五度努力目標を法律に位置づけるべきではないかという御指摘でございますけれども、温対法の目的規定、第一条では、二度目標の考え方の大もとにあります気候変動枠組み条約の究極目的、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを既に規定しているところです。この人為的干渉を及ぼすこととならない水準というものが具体的に表現されたものとしての二度目標という受けとめ方を我々はしておるところでございます。</p> <p>地球温暖化対策推進法の目的規定に位置づけられている濃度の安定化を実現するために、温対法に基づいて地球温暖化対策計画を策定して、中長期の大削減に向けて、長期的、戦略的に取り組んでまいります。</p> <p>○高井委員 これも大臣に通告していると思うのですが、世界各国のINDC、国別の約束草案を</p>
<p>総じてもパリ協定の二度未満には全く足りないということが、もう明らかになっています。二〇二〇年、二〇三〇年の目標の引き上げも議論されています。</p> <p>二〇二〇年前にもう一度正式に目標を提出することになると思いますが、その前に、再度、もう一度正規的に目標を再検討することになります。</p> <p>○丸川国務大臣 二〇三〇年の目標については、一回国民的な議論を経て、この目標を再検討することが必要じゃないかと考えますが、いかがですか。</p> <p>一方で、パリ協定を受けてこれから世界がどのようなサイクルで動いていくかということに少し触れさせていただきますと、NDCの更新の二年以前にグローバルストックテークを行うということで、二〇二〇年以降の枠組みですから、最初のグローバルストックテークは二〇二三とということになるわけですが、その前にも促進的対話を二〇一八年に行なうということが、これはパリ協定、CO₂P決定の方に入っているわけでございます。</p> <p>こうした機会も捉えながらしっかりと、世界全体での取り組みの強化に合わせる形で私どもがきちんと着実に取り組んでいるかということも、当然のことながら、国民の目で見、また世界の目が見るということになるかと思いまますので、今後とも、パリ協定の規定に沿つて適切に対応しつつ、世界全体の取り組みの強化の中で我々も努力をしてまいりたいと存じます。</p>
<p>○高井委員 それでは次に、石炭火力についてお伺いします。これも大臣に通告していますので、お願ひします。</p> <p>電気事業者の業界の自主目標では、排出係数〇・三七キログラムCO₂とするとなつていています。これを国が促すことになつていますが、最新の磯子の石炭火力発電所でも〇・八一キログラム・キロワットアワーだと。</p> <p>このまま建設設計画を進めれば、石炭火力の設備利用率を大幅に減らさなければならなくなると考えますが、どのようにこの目標を実現すると見込んでおりますでしょうか。</p> <p>○丸川国務大臣 石炭火力発電については、議員御指摘のとおり、現在、多数の新增設の計画がござります。</p> <p>実効的な対策を講じなければ国の削減目標等の達成が危ぶまれるということで、ことしの二月に、林経済産業大臣と電力分野における実効性ある地球温暖化対策について相談をさせていただきまして、これまでもお願いしてきた電力業界の自主的枠組み、これについては、引き続き実効性、透明性の向上等を促していくとともに、省エネ法やエネルギー供給構造高度化法について、エネルギー・ミックスと整合する基準、ベンチマーク等を設定して、経済産業省には責任を持つてこれを運用していくなどということによつて、電力業界全体での取り組みの実効性を確保することといたしました。</p> <p>この取り組みについては、実効性を上げているか、毎年、進捗状況をレビューいたします。これは環境省もやらせていただきます。目標の達成ができないという判断がされる場合には、施策の見直し等についても検討させていただきます。</p> <p>こうした取り組みを通じて、二〇三〇年の二六%目標が達成されるように、毎年度、しつかり目を光らせながら着実に取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p>○高井委員 もう時間がなくなりましたが、最後に一問。</p> <p>全然全く関係なく、また地震に戻るんですが、私は動物福祉を一生懸命やつておりまして、今回、避難所にペットと一緒に連れて同行避難、これについては環境省もガイドラインをつくつていただいて、それをしっかりとサポートしていただきたいことは評価していますが、やはり被災された方々は本当に心細い気持ちで、家族同然にペットをかわいがつておられる方もたくさんいるわけで、いりたいと存じます。</p>
<p>利用率を大幅に減らさなければならなくなると考えますが、どのようにこの目標を実現すると見込んでおりますでしょうか。</p> <p>○丸川国務大臣 東日本大震災等の反省を踏まえまして、今回の震災に対しましては、十九日の火曜日から環境省の職員一名を現地に派遣しております。そこで、自治体との意見交換、また避難所の巡回等を行つて、情報収集や被災者のニーズの把握を行つております。</p> <p>派遣した職員が確認している限りにおいては、現在、各避難所において、敷地内へベットを受け入れるということまでは認められておりますが、同じ室内に置くことまでが認められるかどうかについては、これは施設の大きさや構造にもよるということでございます。</p> <p>本日二十六日火曜日から、環境省の要請とそれから九州ブロック自治体間の協定によりまして、周辺各県の応援職員を得まして、熊本県内におきまして、避難所の巡回、また環境の改善等に取り組んでおります。環境省の職員はそのコーディネーター役を務めております。</p> <p>また、飼い主と離れた迷子のペットについては、熊本の県や市が保護してホームページ上で紹介をするということを行つて、返還に取り組んでいるところでございます。</p> <p>さらに、熊本県の獣医師会が災害救護対策本部を設置して、二十三日の土曜日から被災した動物の一時預かり等の相談に応じていただいておりまして、これも環境省がバックアップに当たつております。</p> <p>こうした取り組みと連携しながら、被災者の皆様が家族として過ごしているペットとともに過ごしながら避難生活を安心して送つていただけるようになります。</p> <p>さらに、熊本県の獣医師会が災害救護対策本部を設置して、二十三日の土曜日から被災した動物の一時預かり等の相談に応じていただいておりまして、これも環境省がバックアップに当たつております。</p> <p>こうした取り組みと連携しながら、被災者の皆様が家族として過ごしているペットとともに過ごしながら避難生活を安心して送つていただけるようになります。</p> <p>一方で、でも、避難所で、ペット、犬や猫は嫌い</p>

○高井委員 よろしくお願ひします。

時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○赤澤委員長 次に、玉城デニー君。

○玉城委員 生活の党と山本太郎となかまたち、玉城デニーです。

地球温暖化対策に関する法律の一部を改正する法律案、私が最後のバッターとなりますので、重複する質問もあるうかと思いますが、どうぞ真摯な御答弁をお願いしたいと思います。

きょうは、まず、温室効果ガス削減目標達成への取り組みについて、我が国では二〇三〇年二六%、それから二〇五〇年、世界全体で五〇%、先進国では八〇%、非常に中長期的には高い目標に向かつて取り組んでいかなければならぬというのを取り組みについて、質問をさせていただきたいたいと思います。

では、まず経産省にお伺いいたします。

パリ協定で示された長期的な目標の実現に向けて、さまざまな取り組みを行うものであります。平成二十八年三月時点で現在四十一基の石炭火力の新設、増設の許可及び新增設を始めた場合に、その発電当たり二酸化炭素(CO₂)排出量が他のLNG等の発電と比較して実は大幅に減らされないという事実がございます。これは、環境省が資料として提出しております。

この現在の石炭火力が新增設された場合に減らされないという現実について、政府はどのように見解を持っていらっしゃるか、経産省にお伺いしたいと思います。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘の件でございますけれども、当省におきましては、約千八百万キロワットの石炭火力の新增設の計画を把握しているところでござります。あくまで計画ベースのものでございますが、そのように把握をしております。他方で、 LNGの火力、こちらの方につきましても計画ございまして、約二千九百万キロワット、このようない計画になつております。したがいまして、客観

的には、石炭火力ばかりがふえるという状況ではないかとは思つております。

その上で、御指摘のよつに、石炭火力はCO₂の面で問題があるという御指摘であります。

他の電源と比較いたしましてCO₂を多く排出するということで、環境面での課題がございます。他方で、安定供給でございますとか経済性の観点からはすぐれているということでおども、私ども、エネルギー基本計画の中でも、重要なベース電源というふうな位置づけをさせていただいております。したがいまして、今後とも一定の割合での活用というものを図つていくことは不可欠ではないかと思つております。

他方で、御指摘がございますように、環境面での課題等がございますものですから、私ども、CO₂の排出を削減するということを同時にやつていかなければいけないと思つております。

したがいまして、先ほど丸川大臣の方からも御紹介がございましたけれども、今般、省エネ法の中でも、事業者に厳しい発電効率の定量的な基準を定めさせていただいたところでございます。これによりまして、古くて効率の悪い石炭火力につきましては、稼働率の低減、さらには休廃止といつたようなことも促すことができる、このように考えています。石炭という重要なベース電源を活用しながらCO₂の排出を削減する、これは高効率な火力発電への新規投資ということになろうかと思いますが、こうした形でしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○玉城委員 さまざまなエネルギー・ミックスと勘案して、ベース電源としては、石炭火力も引き続き高効率の新規施設を含めて運用していく」ということでの確認をさせていただきました。

他方で、石炭火力発電の設備容量とCO₂の排

出量の資料、これも環境省の資料をもとに見てみますと、二〇三〇年の時点において、エネルギー・ミックスと、それから今お答えいただいた現状の

た発電所が稼働四十五年で廃止された場合でも、約六千万トンの排出増加となる見込みなんですね。

これは環境省にお伺いしたいんですが、これを中長期の削減目標で考える場合、環境省としてどのような整合性が図られるのかについてお伺いしたいと思います。

○梶原政府参考人 今先生御指摘のように、各社公表資料をもとに、新規に計画されている石炭火力発電所は約一千八百万キロワット、そして、これらが全部稼働し、そして既存のものについては四十五年で一律に廃止され、そしてまた一定の稼働率を想定しますと、エネルギー・ミックスの想定を六千万トン上回るCO₂が排出されるという計算ができます。

このよくなれば実効的な石炭火力につきましては、実効的な対策を講じなければ國の削減目標等の達成が危ぶまれるといったようなことから、電力分野につきましては、実効ある地球温暖化対策について、本年二月に環境大臣と経済産業大臣との間で合意をしました。石炭火力につきましては、実効的な対策をお示ししていただきたいところでございます。

この中身につきましては、電力業界の自主的な枠組みについて、引き続き実効性と透明性の向上を促すとともに、省エネ法あるいはエネルギー供給構造高度化法につきまして、エネルギー・ミックスと整合する形での基準を設定して、経済産業省に責任を持つ運用していくなどということです。

電力業界の取り組みの実効性を確保するというこ

とにまして、省エネ法でございます。これは発電事業者に対する規制でございます。石炭火力を初めといたしまして発電設備を新設する際に、その効率性について定量的な基準を設けるということにさせていただこうと思っております。したがいまして、この結果として、新設される設備というものは一定の効率を満たすものに限られるわけでございます。

あわせて、新設だけではなくて、既存の設備につきましても運転効率の目標を掲げまして、先ほど来環境省様の方からもありますように、毎年この取り組み状況を評価していく、このようにした

いと思っております。これによりまして、事業者の方も、この目標を満たすためには、結果として、古くて効率の悪い火力発電設備は、先ほども申上げましたけれども、稼働を下げていく、あるいは場合によつては休廃止、こういうふうな

判断につながつて、こうかと思つております。

また、もう一つ、これは発電段階だけで絞つて

いる場合もあるうかと思つております。したがい

も、実際小売段階がうまくワーカーしないと、全体として国が掲げます目標との整合性が保てないと

判断につながつて、こうかと思つております。

また、もう一つ、これは発電段階だけで絞つて

いる場合もあるうかと思つております。したがい

も、実際小売段階がうまくワーカーしないと、全体として国が掲げます目標との整合性が保てないと

判断につながつて、こうかと思つております。

環境省といたしましても、その取り組みが継続的に実効を上げているか、毎年度、進捗状況をレ

ビューカーいたしまして、目標の達成ができないと判断される場合につきましては、施策の見直し等について検討いたしていくところでございます。

地球温暖化対策に責任を持つ環境省として、二六%の削減目標の達成にしっかりと取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○玉城委員 では、資源エネルギー庁にも一度

お伺いいたします。

排出量が多い石炭火力を扱う事業者に対しても、地球温暖化のあり方としての努力をしつかりと求めていくということで、改めて確認させてください。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

今、環境省の方からも御説明があつたとおりでございまして、私ども、両大臣の合意を踏まえて、しっかりと地球温暖化対策に取り組んでまいります。

今御紹介があつた点をもう少し具体的に申し上げたいと思います。

まず、省エネ法でございます。これは発電事業者に対する規制でございます。石炭火力を初めといたしまして発電設備を新設する際に、その効率性について定量的な基準を設けるということにさせていただこうと思っております。したがいまして、この結果として、新設される設備というものは一定の効率を満たすものに限られるわけでございます。

また、省エネ法でございます。これは発電事業者に対する規制でございます。石炭火力を初めといたしまして発電設備を新設する際に、その効率性について定量的な基準を設けるということにさせていただこうと思っております。したがいまして、この結果として、新設される設備とていうものは一定の効率を満たすものに限られるわけでございます。

まず、省エネ法でございます。これは発電事業者に対する規制でございます。石炭火力を初めといたしまして発電設備を新設する際に、その効率性について定量的な基準を設けるということにさせていただこうと思っております。したがいまして、この結果として、新設される設備とていうものは一定の効率を満たすものに限られるわけでございます。

とを取り組むことになります。

これは決して石炭火力を狙い撃ちにするものではありませんけれども、発電事業者には先ほど申し上げておりますように一定の効率を求めますし、それから他方で、小売事業者にも非化石電源の調達を求めることで、結果的には、石炭火力を含めまして発電を行う事業者に対してもかなりの競争圧力というものがかかるものと認識をしております。

先ほど来、環境省様の方からもお話をありますように、これは枠組みを決めるだけではなくて、実際に今後の事業者の方々の取り組みを毎年一回しっかりとレビューして、そのお取り組みを促すことが重要だと思っておりまして、経済産業省、資源エネルギー庁としてもしっかりとこの分野について取り組んでまいりたいと思つております。

○玉城委員 ありがとうございます。

やはり、我が国は、再生可能エネルギーの技術をさらに革新し、そのパーセンテージをどんどんふやしていかなければいけないということ、非常に憂慮といいますか、それに向かっていかなければならぬのではないかというふうに思いますが、少し雑駁な質問になりますが、では、大型発電事業者以外の事業者、産業全体の事業者、特に中小企業の事業に関連する温室効果ガスの排出抑制対策としてどのような努力をしていくものであるかについて、経産省にお伺いしたいと思います。

○星野政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘いただきました、中小企業を含めました産業部門の排出抑制対策といしましては、現在検討中の地球温暖化対策計画案におきまして、低炭素社会実行計画の着実な実施とその評価、検証、また省エネ設備や機器の導入促進など、徹底した省エネを取り組むということ等によりまして、経済成長と両立させながらCO₂の抑制を目指すことにしております。特に、お尋ねの中企業に対しましては、同計

画案におきまして、省エネ不診断やCO₂削減ポテ

ンシャルの診断、それからエネルギー消費原単位の改善に着目した排出削減設備導入の支援などを取り組むこととしております。また、地域の商工会議所あるいは自治体と連携をいたしまして、中

小企業による省エネの取り組みをきめ細かく支援するためのプラットホームを構築することとしております。これによりまして、省エネに取り組む

中小企業の皆様の掘り起こしから運用改善、さらには設備投資などの取り組みのフォローアップをきめ細かく、幅広く支援することにしております。

こうした取り組みを通じまして、中小企業を含めた産業部門における省エネ、排出抑制といふものをしっかりと後押ししてまいりたいと思っております。

○玉城委員 もう時間も迫つておりますので、きょうは国交省の政府参考人にもお越しいただいています、先に質問させてください。

やる気のある地方公共団体のリーダーが登場してくる時代だと思いますが、例えば、首長さんが率先して低炭素型の地域の交通網連携を構築していくを行い、地方公共団体の地球温暖化対策に取り組んでいきたいというふうな意見もこれから出てくるやる気思います。

しかし、その場合、LRTを中心として新規導入を行い、地方公共団体の地球温暖化対策に取り組んでいきたいというふうな意見もこれから出てくるやる気思います。

しかし、その場合に、どうしても、地方公共団体が新規事業計画をその交通網体系で取り組む場合に、地球温暖化防止という目的はあるものの、コンパクトシティーやスマートシティーを構築していくといったいと、いう考え方のもとでLRTを導入していくふうに思っています。

昭夫君。
○赤澤委員長 この際、本案に対し、福田昭夫君外二名から、民進党・無所属クラブ及び生活の党と山本太郎となかまたちの共同提案による修正案とが提出されております。

福田昭夫君。提出者から趣旨の説明を聴取いました。

○赤澤委員長 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

交通を整備することが有効であると考えております。

また、LRTのような公共交通を整備する際には、バス等の他の交通モードとの円滑な乗りかえを可能とする交通結節点の整備や、旅客の待合ス

ベースやパーク・アンド・ライド駐車場など、公共交通の利便性、快適性を向上させる施設の整備、公共交通の路線に沿いました商業とか集客施設等の都市機能の立地誘導といいましたような町づくりの取り組みとの連携を図ることが極めて重

要になると考えております。

こうした取り組みによりまして、LRTなどの公共交通の導入を進めることによりまして、コンパクトな都市の形成と低炭素な社会の実現に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○玉城委員 ありがとうございます。

ほかにも質問がありましたら、時間ですでの質問を終わります。ニフエーデービタン。ありがとうございました。

○赤澤委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○玉城委員 ありがとうございました。

ほかにも質問がありましたら、時間ですでの質問を終わります。ニフエーデービタン。ありがとうございました。

第一に、温室効果ガスの排出の量の削減に関する長期的な目標として、国際的協調のもとに、世界全体の平均気温の上昇を二度より十分に低く保つとともに、これを一・五度以内に抑えるよう努めること等が必要であるとの地球温暖化の防止に関する国際社会における共通の認識を踏まえ、我が国における温室効果ガスの排出量を二〇五〇年までに一九九〇年比で八〇%削減することを明記すること等があります。

次に、この修正案の内容の概要について御説明申しあげます。

第一に、温室効果ガスの排出の量の削減に関する長期的な目標として、国際的協調のもとに、世

界全体の平均気温の上昇を二度より十分に低く保つとともに、これを一・五度以内に抑えるよう努めること等が必要であるとの地球温暖化の防止に関する国際社会における共通の認識を踏まえ、我が国における温室効果ガスの排出量を二〇五〇年までに一九九〇年比で八〇%削減することを明記すること等があります。

昨年十二月、二〇二〇年以降の温室効果ガス排

出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。その際に合意された世界共通の目標の達成に向け、我が国としても、必要な措置をできる限り速やかに講じていく必要があります。この修正案は、パリ協定の内容を踏まえています。これによりまして、省エネに取り組む

小企業による省エネの取り組みをきめ細かく支援するためのプラットホームを構築することとしております。これによりまして、省エネに取り組む

中小企業の皆様の掘り起こしから運用改善、さらには設備投資などの取り組みのフォローアップをきめ細かく、幅広く支援することにしております。

こうした取り組みによりまして、LRTなどの公共交通の導入を進めることによりまして、コンパクトな都市の形成と低炭素な社会の実現に寄与するものと考えております。

こうした取り組みによりまして、LRTなどの公共交通の導入を進めることによりまして、コンパクトな都市の形成と低炭素な社会の実現に寄与するものと考えております。

以上でございます。

第一に、地球温暖化対策計画について、一つ、長期的な目標に即して計画を定めるものとすること、二つ、計画の案を作成し、または変更しようとするときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、三つ、政府は、毎年、計画の実績に関する評価を行い、その内容を国会に報告するとともに、公表するものとすること、四つ、計画の見直しに係る検討に際しての勘案事項に、国際約束に基づく義務の履行期限を追加すること等あります。

第二に、地球温暖化対策計画について、一つ、长期的な目標に即して計画を定めるものとすることは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、三つ、政府は、毎年、計画の実績に関する評価を行っており、その内容を国会に報告するとともに、公表するものとすること、四つ、計画の見直しに係る検討に際しての勘案事項に、国際約束に基づく義務の履行期限を追加すること等あります。

第三に、地球温暖化対策に関する政策形成に民意を反映する等のため、広く事業者及び国民の意見を求めて、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとすること等あります。

第四に、別に法律で定めるところにより、地球温暖化への適応を図るために必要な施策を講ずるものとし、その法律には、地球温暖化への適応に関する基本的な計画の策定等について規定するものとすること等あります。

以上が、この修正案の趣旨及び内容の概要であ

ります。

何とぞ、御審議の上、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上であります。

○赤澤委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○赤澤委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

○赤澤委員長 討論の申し出がありますので、順次これを許します。田島一成君。

○田島（一）委員 民進党の田島一成でございます。

ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案原案につきまして反対、修正案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

昨年、COP21において採択されたパリ協定に、「この協定は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて二度Cより十分低く保つとともに、一・五度Cに抑える努力を追求すること、適応能力を向上させること、資金の流れを低排出で気候に強靭な発展に向けた道筋に適合させること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的とする」と記されています。

人類存亡の危機を乗り越えるには、先進国として二〇五〇年までに温室効果ガスを八〇%削減し、世界全体で二一〇〇年までに温室効果ガス削減を、ゼロにしなければなりません。環境立国日本としても、技術と政策を総動員し、世界をリードする形で温室効果ガスの大削減をなし遂げる相当な努力と覚悟が必要となります。

しかし、今回の地球温暖化対策法の改正にそのような覚悟は残念ながら見当たらず、温室効果ガスの大削減が可能となる仕組みがつけ加えられたとは到底思えません。

改正の主な点は、何もやらないよりも思え程度の内容で、相変わらず、省庁縦割り、短期的な目先の利益を追求し、長期的な課題は先送り

する今のがやり方が見事に表現されている法案と言わざるを得ません。この法改正によって温室効果ガスの削減がどの程度可能なかも明確に

答弁できない、まさに、やつたぶりをしているだけで、温暖化対策に真剣に取り組む姿勢が全く見られません。

民進党は、このような法改正は不十分であるとして、温室効果ガスの排出の量の削減に関する長期的な目標として、世界全体の平均気温の上昇を二度Cより十分に低く保つとともに、これを一・五度C以内に抑えるよう努めることが必要であるとの国際社会における共通の認識を踏まえ、我が

国における温室効果ガスの排出量を二〇五〇年までに八〇%削減することを明記すること、地球温暖化対策計画について、長期的な目標に即して計画を定めるとともに、計画の見直しに係る検討を際しての勘案事項に「国際約束に基づく義務の履行期限」を追加すること、別に法律で定めるところにより、地球温暖化への適応を図るために必要な施策を講ずるものとし、その法律には、地球温暖化への適応に対する基本的な計画策定等について規定することなどを主な内容とする修正案を提出させていただきました。

二〇三〇年目標は、あくまでも究極の目標への一里塚であります。ところが、中期目標の二六%削減と長期目標の八〇%削減の整合性は疑わしくなります。将来のイノベーションが大きくなっています。

世界は今、大きな転換点に立っています。そして、先進国のみならず途上国においても、そのうねりはまさに大きくなっています。

安倍政権で、再生可能エネルギー導入、温室効果ガス削減目標が大きく後退してしまいました。

日本のすぐれた技術でさえ、逆を向いている政権の意思によって殺されています。

民進党は、エネルギー分権により地方の活気を取り戻し、世界一の環境技術立国として地球環境問題の先頭に立つ國に仕立て上げることをお誓い申し上げ、私の討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○赤澤委員長 次に、真山祐一君。

○真山委員 公明党的な真山祐一でございます。

私は、自由民主党（公明党）を代表して、ただいま議題となりました地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案に対し、賛成の立場から討論いたします。

本案に賛成する第一の理由は、本案が普及啓発

ス削減が可能です。

温暖化対策でも、再生可能エネルギーの導入でも、日本はかつてトップを走っていたにもかかわらず、今では先頭集団から完全に置いていかれてしまっています。

民進党は、二〇三〇年に一九九〇年比温室効果ガス三〇%削減、二〇三〇年再生可能エネルギー三〇%以上導入を目指すべきであると考えています。省エネルギーを最大限に進めるとともに、再生可能熱利用の促進、再生可能エネルギーの最大限導入、石炭火力発電所からの脱却等により、温室効果ガスの大幅削減を達成すべきだと考えます。

また、これらの目標を実現するために、分散型エネルギー社会推進四法案を今週にも衆議院に提出させていただきます。

単なる対応ではなく、しっかりと実現可能な政策を提示していることをあわせて申し添えておきます。

世界は今、大きな転換点に立っています。そして、先進国のみならず途上国においても、そのうねりはまさに大きくなっています。

安倍政権で、再生可能エネルギー導入、温室効果ガス削減目標が大きく後退してしまいました。

日本のすぐれた技術でさえ、逆を向いている政権の意思によって殺されています。

民進党は、エネルギー分権により地方の活気を取り戻し、世界一の環境技術立国として地球環境問題の先頭に立つ國に仕立て上げることをお誓い申し上げ、私の討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○赤澤委員長 次に、真山祐一君。

○真山委員 公明党的な真山祐一でございます。

私は、自由民主党（公明党）を代表して、ただいま議題となりました地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案に対し、賛成の立場から討論いたします。

本案に賛成する第二の理由は、地方公共団体実行計画の共同策定によって、自立分散型エネルギー社会の構築に向け、自治体間の広域連携の進展が期待できるからであります。

土地、水、風、熱、バイオマス等の活用可能な資源は、我が国の地方にこそ豊富に存在しております。地域資源を有効に活用し、自立分散型エネルギー社会を構築することは、温暖化対策とともに地方創生としても極めて重要です。また、本法律案による改正で地方自治体の計画の共同策定が可能になれば、農村部で得られた再生可能エネルギーを都市部で積極的に導入することなど、自治体間の広域連携が進むと期待できます。

賛成する第三の理由は、本案に国際協力、国際連携の強化が明記されていることであります。

我が国として、途上国への削減技術、製品等の普及や対策実施を通じ、実現した削減、吸収への我が国貢献を定量的に評価する二国間クレジット制度などを通じて、世界全体で温室効果ガスの排出削減に貢献することは、国際社会における責務です。

今回の法案で、地球温暖化対策計画の記載事項

で明記していることです。

パリ協定に先立ち、我が国は、二〇三〇年度に二〇一三年度比で温室効果ガスを二六%削減する目標を国連に提出していますが、特に家庭、業務部門はそれぞれで四割の削減を想定しており、国民全體を巻き込んでいく必要があります。

民進党は、二〇三〇年に一九九〇年比温室効果ガス三〇%削減、二〇三〇年再生可能エネルギー三〇%以上導入を目指すべきであると考えています。省エネルギーを最大限導入、石炭火力発電所からの脱却等により、温室効果ガスの大幅削減を達成すべきだと考えます。

また、これらの目標を実現するために、分散型エネルギー社会推進四法案を今週にも衆議院に提出させていただきます。

単なる対応ではなく、しっかりと実現可能な政策を提示していることをあわせて申し添えておきます。

世界は今、大きな転換点に立っています。そして、先進国のみならず途上国においても、そのうねりはまさに大きくなっています。

安倍政権で、再生可能エネルギー導入、温室効果ガス削減目標が大きく後退してしまいました。

日本のすぐれた技術でさえ、逆を向いている政権の意思によって殺されています。

民進党は、エネルギー分権により地方の活気を取り戻し、世界一の環境技術立国として地球環境問題の先頭に立つ國に仕立て上げることをお誓い申し上げ、私の討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○赤澤委員長 次に、真山祐一君。

○真山委員 公明党的な真山祐一でございます。

私は、自由民主党（公明党）を代表して、ただいま議題となりました地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案に対し、賛成の立場から討論いたします。

本案に賛成する第二の理由は、地方公共団体実行計画の共同策定によって、自立分散型エネルギー社会の構築に向け、自治体間の広域連携の進展が期待できるからであります。

土地、水、風、熱、バイオマス等の活用可能な資源は、我が国の地方にこそ豊富に存在しております。地域資源を有効に活用し、自立分散型エネルギー社会を構築することは、温暖化対策とともに地方創生としても極めて重要です。また、本法律案による改正で地方自治体の計画の共同策定が可能になれば、農村部で得られた再生可能エネルギーを都市部で積極的に導入することなど、自治体間の広域連携が進むと期待できます。

賛成する第三の理由は、本案に国際協力、国際連携の強化が明記されていることであります。

我が国として、途上国への削減技術、製品等の普及や対策実施を通じ、実現した削減、吸収への我が国貢献を定量的に評価する二国間クレジット制度などを通じて、世界全体で温室効果ガスの排出削減に貢献することは、国際社会における責務です。

今回の法案で、地球温暖化対策計画の記載事項

として地球温暖化対策の国際協力について明記し、国際協力を強化していくことは適切な改正であり、政府には、来月のG7環境大臣会合などを通じ、国際協力を強化していくことを求めたいと思います。

以上、賛成する主な理由を申し述べました。なお、民進党より提出された同法案修正案につきましては、見解を異にするため反対することを申し述べまして、私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○赤澤委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

本案は、昨年末に合意されたパリ協定を踏まえ、温室効果ガスを二〇三〇年に二〇一三年比二六%削減するとの日本の約束草案の目標を達成するため、地球温暖化対策計画に定める事項に普及啓発の推進や国際協力の推進等を追加しようとす

るものであります。

地球温暖化対策計画案は、二〇三〇年ににおける削減目標として、二〇一三年比で二六%減と掲げていますが、これは一九九〇年比に換算すると一八%減にすぎません。

パリ協定での合意は、世界の平均気温の上昇幅を産業革命前の水準と比べて二度を下回るようになりますが、それを実現するには十分ではありません。そもそも、本案には二度を下回るとの目標も明記されておらず、パリ協定の合意目標を本当に達成するつもりがあるのか、疑わざるを得ません。

地球温暖化対策計画案は、原子力発電と石炭火力発電の活用を明記し、両発電のベースロード電源としての位置づけを容認しています。

日本の温室効果ガス総排出量の四割を占めるのは電力部門です。にもかかわらず、政府は、二〇三〇年における石炭火力発電の割合を二六%と

し、LNGの約二倍の温室効果ガスを排出する石炭火力発電を推進しています。その一方で、排出の大半を電力由来が占める民生部門には四割の排出削減を求めており、石炭依存のツケを国民へ押しつけるものだと言わざるを得ません。

また、二〇三〇年における原発の発電割合は二

〇から二二%とされています。この電源構成比を実現しようとすれば、三十基もの老朽原発を震災前稼働率を超える八割の稼働率で動かす必要があります。

本計画は、福島原発事故の原因解明もされないままに原発の再稼働を强行するものであり、断じて許すことはできません。今必要なのは、原発や石炭火力発電から再生可能エネルギーへの転換を図ることです。

本計画の国際協力の一つである二国間クレジットの対象に石炭火力発電と原発が含まれていることは重大です。獲得したクレジットは日本の排出削減目標の不足分の穴埋めとして使うものであり、企業に石炭火力発電と原発を海外に売り込むお墨つきを与えるものです。

パリ協定では、今世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロを求めており、石炭火力発電はつらくないというのが世界の主流です。また、原発は発電コストも高く危険であることから、撤退する動きが広まっています。世界の流れは、脱石炭火

力、脱原発です。政府の姿勢は、こうした流れ逆行するものです。

以上、本改正案は、パリ協定の実施を担保する法整備と言えないばかりか、パリ協定の合意にも反するものとなつており、到底容認することはできません。

なお、修正案は、原案の問題点を改めるものとなつておらず、賛成できません。

○赤澤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○赤澤委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、福田昭夫君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○赤澤委員長〔賛成者起立〕

○赤澤委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○赤澤委員長〔賛成者起立〕

○赤澤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○赤澤委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、助田重義君外五名から、自由民主党、民進党・無所属クラブ、公明党、おおさか維新の会及び生活の党と山本太郎となかまたちの共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。助田重義君。

○助田委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていただきたないと存じます。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一部を改正する法律案に対する附帯決議案

ものとし、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成することが人類共通の課題であることを認識し、この目標の達成に向けた国際的役割を果たすために、長期的展望に立つて積極的に地球温暖化対策を実施すること。

二 パリ協定の早期発効に向け、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下で温室効果ガスの主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、その国際交渉にリーダーシップを發揮すること。また、二〇五〇年までに八〇ペ

セントの温室効果ガスの排出削減を目指すこと。セントの温室効果ガスの排出削減を目標とする。また、二〇五〇年までに八〇ペセントの温室効果ガスの排出削減が必要であることを認識し、低炭素化と経済成長を同時に実現する経済社会システムの変革も視野に入れた二〇五〇年に向けた長期の低炭素戦略を早急に策定すること。

三 パリ協定に基づく温室効果ガスの排出削減目標の五年毎の提出及び更新に合わせ、長期的目標と整合性を図りつつ、二〇三〇年以降の野心的な排出削減目標を定めるものとする。また、同目標には、再生可能エネルギーの最大限の推進を図ることを前提とした定量的な指標を設けるものとする。

四 我が国の温室効果ガスの排出削減目標の着実な達成のため、炭素の価格付けに関する施策について検討を行うとともに、再生可能エネルギーの導入及び普及促進に関する施策、建築物及び設備機器等の省エネルギー対策などの施策を早急に推進すること。

五 地球温暖化に起因する気候変動による我が国への被害や影響を軽減する施策の実効性を高めるため、気候変動の影響への適応計画の早期の法定計画化を図ること。

六 地球温暖化対策計画はもとより、適応計画等については、国際的動向及び最新の科学的

7 政府は、前項の評価を行つたときは、その内容を国会に報告するとともに、公表するものとする。

意見を基に不斷に見直しを行い、必要な追加的施策を実施するとともに、その見直し過程における公正性及び透明性を確保するため、基礎とした情報の国民への速やかな公開の徹底、議論への国民の参画の機会を十分に確保すること。また、それらの計画に基づく取組の進捗状況について、定期的に公表すること。

七 中核市等以外の小規模の地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定を進めるため、低炭素化を図る地域づくりの取組に十分な支援を行ふこと。

八 地球温暖化対策の推進を図るために、国民の理解及び協力を得ることが必要不可欠であることに鑑み、社会的機運の醸成を図るために、地球温暖化の防止に関する教育及び学習の振興のための施策を一層推進すること。

九 二〇五〇年までに八〇パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指すという長期的目標の達成のために、将来の環境・エネルギー分野における革新的な技術開発の推進に期待するのみならず、今ある技術の更なる普及による再生可能エネルギーの最大限の導入及び省エネエネルギーの最大限の推進を図るために、取組を一層加速して進めること。

以上であります。

○赤澤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

目次の改正規定中「目次中」の下に「第一章 総則(第一条—第七条)」を「第一章 総則 第一条—第七条」に、「」を加え、「第四十一条」に「」を「第四十一

七条」に改める。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする改正規定の次に次のように

○赤澤委員長 お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○赤澤委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。丸川環境大臣。

○丸川國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、環境省として、その趣旨を十分に尊重いたしまして、努力してまいる所存でございます。

○赤澤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

○赤澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○赤澤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十七分散会

◆◆◆◆◆

減に関する長期的な目標

第七条の二 國際的協調の下に、歐州地域において工業化が始まつた年代を基準として、世界全体の平均気温の上昇を一度より十分に低く保つとともに、これを一・五度以内に抑えるよう努めること等が必要であるとの地球温暖化の防止に関する国際社会における共通の認識を踏まえ、国際的に認められた知見に基づき、平成六十二年までに達成を目指すべき我が国における一年間の温室効果ガスの排出の量国際約束に基づく措置であつてそれにより得た量を温室効果ガスの排出を削減した量とみなすことができるものとして政令で定めるものにより得た量がある場合には、当該量を減じた量をいう。)は、平成二年(第二条第三項第四号から第七号までに掲げる物質にあつては、政令で定める年)における温室効果ガスの排出の量からこれに八〇パーセントの割合を乗じて計算した量を削減し量とする。

第八条第二項第七号の改正規定中「第八条第二項第七号」を「第八条第一項中「政府は」の下に「前章に規定する温室効果ガスの排出の量の削減に関する長期的な目標に即して」を加え、同条第二項第七号に改め、同項第九号の次に一号を加える改正規定の次に次のように加える。

第八条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 地球温暖化対策推進本部は、地球温暖化対策計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第八条に次の二項を加える。

6 政府は、毎年、地球温暖化対策計画に定められた目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、地球温暖化対策計画の実績に関する評価を行うものとする。

第一項の三 前条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

一 地球温暖化適応に関する基本的な計画の策

第七条の二 國際的協調の下に「国際約束に基づく義務の履行期限」を加え、同条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第四章中第二十七条を第四十一条とし、第二十一条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる改正規定中「第二十三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる」を「同条の次に次の二条を加える」に改める。

第二十二条の改正規定の前に次のように加える。

(政策形成への民意の反映等)

第四十一条の二 國及び地方公共団体は、地球温暖化対策に関する政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、地球温暖化対策に関する者、消費者生活、労働及び産業の領域を代表する者その他広く事業者及び国民の意見を求めてこれを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする。

第二十六条を第四十条とし、第二十三条から第二十五条までを十四条ずつ繰り下げる。

第二十条の三を第二十一条とする改正規定の次に次のように加える。

附則第一条の次に次の見出し及び二条を加える。

(地球温暖化適応)

第一条の二 国は、別に法律で定めるところにより、地球温暖化によつてもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生産、人の健康等への悪影響の防止及び軽減その他の国内及び国外における地球温暖化への適応(次条において「地球温暖化適応」という。)を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

第一項の三 前条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

一 地球温暖化適応に関する基本的な計画の策

第七条の二 國際的協調の下に「国際約束に基づく義務の履行期限」を加え、同条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第四章中第二十七条を第四十一条とし、第二十

三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる

改正規定中「第二十三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる」を「同条の次に次の二条を加える」に改める。

第二十二条の改正規定の前に次のように加える。

(政策形成への民意の反映等)

第四十一条の二 國及び地方公共団体は、地球温

暖化対策に関する政策形成に民意を反映し、並

びにその過程の公正性及び透明性を確保するた

め、地球温暖化対策に関する者、消費者生活、労働及び産業の領域を代表する者そ

の他広く事業者及び国民の意見を求めて、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする。

第二十六条を第四十条とし、第二十三条から第二十五条までを十四条ずつ繰り下げる。

第二十条の三を第二十一条とする改正規定の次に次のように加える。

附則第一条の次に次の見出し及び二条を加える。

(地球温暖化適応)

第一条の二 国は、別に法律で定めるところによ

り、地球温暖化によつてもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生

産、人の健康等への悪影響の防止及び軽減その

らない。

第八条に次の二項を加える。

6 政府は、毎年、地球温暖化対策計画に定められた目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、地球温暖化対策計画の実績に関する評価を行うものとする。

第一項の三 前条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

一 地球温暖化適応に関する基本的な計画の策

第七条の二 國際的協調の下に「国際約束に基づく義務の履行期限」を加え、同条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第四章中第二十七条を第四十一条とし、第二十

三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる

改正規定中「第二十三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる」を「同条の次に次の二条を加える」に改める。

第二十二条の改正規定の前に次のように加える。

(政策形成への民意の反映等)

第四十一条の二 國及び地方公共団体は、地球温

暖化対策に関する政策形成に民意を反映し、並

びにその過程の公正性及び透明性を確保するた

め、地球温暖化対策に関する者、消費者生活、労働及び産業の領域を代表する者そ

の他広く事業者及び国民の意見を求めて、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする。

第二十六条を第四十条とし、第二十三条から第二十五条までを十四条ずつ繰り下げる。

第二十条の三を第二十一条とする改正規定の次に次のように加える。

附則第一条の次に次の見出し及び二条を加える。

(地球温暖化適応)

第一条の二 国は、別に法律で定めるところによ

り、地球温暖化によつてもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生

産、人の健康等への悪影響の防止及び軽減その

らない。

第八条に次の二項を加える。

6 政府は、毎年、地球温暖化対策計画に定められた目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、地球温暖化対策計画の実績に関する評価を行うものとする。

第一項の三 前条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

一 地球温暖化適応に関する基本的な計画の策

第七条の二 國際的協調の下に「国際約束に基づく義務の履行期限」を加え、同条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第四章中第二十七条を第四十一条とし、第二十

三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる

改正規定中「第二十三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる」を「同条の次に次の二条を加える」に改める。

第二十二条の改正規定の前に次のように加える。

(政策形成への民意の反映等)

第四十一条の二 國及び地方公共団体は、地球温

暖化対策に関する政策形成に民意を反映し、並

びにその過程の公正性及び透明性を確保するた

め、地球温暖化対策に関する者、消費者生活、労働及び産業の領域を代表する者そ

の他広く事業者及び国民の意見を求めて、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする。

第二十六条を第四十条とし、第二十三条から第二十五条までを十四条ずつ繰り下げる。

第二十条の三を第二十一条とする改正規定の次に次のように加える。

附則第一条の次に次の見出し及び二条を加える。

(地球温暖化適応)

第一条の二 国は、別に法律で定めるところによ

り、地球温暖化によつてもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生

産、人の健康等への悪影響の防止及び軽減その

らない。

第八条に次の二項を加える。

6 政府は、毎年、地球温暖化対策計画に定められた目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、地球温暖化対策計画の実績に関する評価を行うものとする。

第一項の三 前条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

一 地球温暖化適応に関する基本的な計画の策

第七条の二 國際的協調の下に「国際約束に基づく義務の履行期限」を加え、同条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第四章中第二十七条を第四十一条とし、第二十

三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる

改正規定中「第二十三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる」を「同条の次に次の二条を加える」に改める。

第二十二条の改正規定の前に次のように加える。

(政策形成への民意の反映等)

第四十一条の二 國及び地方公共団体は、地球温

暖化対策に関する政策形成に民意を反映し、並

びにその過程の公正性及び透明性を確保するた

め、地球温暖化対策に関する者、消費者生活、労働及び産業の領域を代表する者そ

の他広く事業者及び国民の意見を求めて、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする。

第二十六条を第四十条とし、第二十三条から第二十五条までを十四条ずつ繰り下げる。

第二十条の三を第二十一条とする改正規定の次に次のように加える。

附則第一条の次に次の見出し及び二条を加える。

(地球温暖化適応)

第一条の二 国は、別に法律で定めるところによ

り、地球温暖化によつてもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生

産、人の健康等への悪影響の防止及び軽減その

らない。

第八条に次の二項を加える。

6 政府は、毎年、地球温暖化対策計画に定められた目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、地球温暖化対策計画の実績に関する評価を行うものとする。

第一項の三 前条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

一 地球温暖化適応に関する基本的な計画の策

第七条の二 國際的協調の下に「国際約束に基づく義務の履行期限」を加え、同条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第四章中第二十七条を第四十一条とし、第二十

三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる

改正規定中「第二十三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる」を「同条の次に次の二条を加える」に改める。

第二十二条の改正規定の前に次のように加える。

(政策形成への民意の反映等)

第四十一条の二 國及び地方公共団体は、地球温

暖化対策に関する政策形成に民意を反映し、並

びにその過程の公正性及び透明性を確保するた

め、地球温暖化対策に関する者、消費者生活、労働及び産業の領域を代表する者そ

の他広く事業者及び国民の意見を求めて、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする。

第二十六条を第四十条とし、第二十三条から第二十五条までを十四条ずつ繰り下げる。

第二十条の三を第二十一条とする改正規定の次に次のように加える。

附則第一条の次に次の見出し及び二条を加える。

(地球温暖化適応)

第一条の二 国は、別に法律で定めるところによ

り、地球温暖化によつてもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生

産、人の健康等への悪影響の防止及び軽減その

らない。

第八条に次の二項を加える。

6 政府は、毎年、地球温暖化対策計画に定められた目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、地球温暖化対策計画の実績に関する評価を行うものとする。

第一項の三 前条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

一 地球温暖化適応に関する基本的な計画の策

第七条の二 國際的協調の下に「国際約束に基づく義務の履行期限」を加え、同条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第四章中第二十七条を第四十一条とし、第二十

三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる

改正規定中「第二十三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる」を「同条の次に次の二条を加える」に改める。

第二十二条の改正規定の前に次のように加える。

(政策形成への民意の反映等)

第四十一条の二 國及び地方公共団体は、地球温

暖化対策に関する政策形成に民意を反映し、並

びにその過程の公正性及び透明性を確保するた

め、地球温暖化対策に関する者、消費者生活、労働及び産業の領域を代表する者そ

の他広く事業者及び国民の意見を求めて、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする。

第二十六条を第四十条とし、第二十三条から第二十五条までを十四条ずつ繰り下げる。

第二十条の三を第二十一条とする改正規定の次に次のように加える。

附則第一条の次に次の見出し及び二条を加える。

(地球温暖化適応)

第一条の二 国は、別に法律で定めるところによ

り、地球温暖化によつてもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生

産、人の健康等への悪影響の防止及び軽減その

らない。

第八条に次の二項を加える。

6 政府は、毎年、地球温暖化対策計画に定められた目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、地球温暖化対策計画の実績に関する評価を行うものとする。

第一項の三 前条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

一 地球温暖化適応に関する基本的な計画の策

第七条の二 國際的協調の下に「国際約束に基づく義務の履行期限」を加え、同条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第四章中第二十七条を第四十一条とし、第二十

三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる

改正規定中「第二十三条から第二十六条までを十四条ずつ繰り下げる」を「同条の次に次の二条を加える」に改める。

第二十二条の改正規定の前に次のように加える。

<p

- 定
二 地球温暖化適応に関する基本的施策
三 地球温暖化適応に関する体制の整備
四 前三号に掲げるもののほか、地球温暖化適
応に關し必要な事項

平成二十八年六月六日印刷

平成二十八年六月七日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C